



法との区分けと申しますか、どういう観点から一  
体これを区分けをしたらしいかという点もいろいろ  
議論した経緯があるわけでございます。非常に  
簡単に申しますと、第一には先生いまお読みいた  
だきました条文にござりますよう、租税特別措  
置法の場合には当分の間のいわば政策的な觀点か  
らする、ことばをかえて申しますと、いろいろと  
公共の福祉とかあるいは公益の増進をはかるため  
に、いわば租税の負担の公平というものを若干曲  
げても、こういった目的を達成するための当分の  
間の特別な措置であるという点が、基本的にいわ  
ゆる本法の規定とは違つておる点だと思います。た  
とえば、例をあげて申しますと、引当金と準備金  
の問題が一つの典型的な例になると思いますが、  
引当金の場合には、いわゆる会計理論的に見まし  
ても、本来的に損金性があるというようなもので  
ございまして、こういうものは本法に入れるべき  
ものであろう、それから準備金になりますと、む  
しろこれは先ほど申し上げましたような、他の政  
策目的を達成するために、本来は利益性の強いも  
ののある場合は利益性そのものを持ったものであると  
しましても、それを特に他の特別な目的を達成す  
るために、特別措置として規定する必要がある、  
そういう場合には、租税特別措置法のほうに入  
るということで、一般的にはそういったようなこ  
とで区分けをしたわけでございます。

のおっしゃるやうに、たとえば生命保険料控除の問題とか、あるいはまた少額貯蓄の問題とか、いろいろ広い意味での特別措置という概念に入るものもあるうかと思ひますが、これはまさに当分の間で、そういうのではなくて、いわば恒久的に本法の上で規定したほうがベターであるという観点から、そうした区分けができるいるのかと思ひます。

のの本来の姿が書いてある。そして租特のほうは、さつき私が言つたように、最初の何々税を免除し、若しくは免除し、又はこれらの税に係る納稅義務若しくは課稅標準若しくは稅額の計算若しくは徵收につき、「特例を設けることについて規定するものとする。」これは法制局は今まで規定するものとしないで規定するものとする。」これは法制局は今まで規定するものとしないで規定するものとする。

人税法のものもあるなんということは、私はやはり措置をするときには、いろいろな点で特例を設けて軽減をするものは特例を設けて軽減するところに集めることのほうが、税を運営する側からも、また税を調べる側からも合理的な措置ではなかつたかと思うのです。

だから、過去においてどういう意図でそうなつた

こう見ると、それではこれが所得税法についているというなら、私もまたいまの体系の問題としては多少納得できるのですが、これは租税特別措置法に残つておる。そして少額貯蓄と生命保険地主課税が所得税法の中にも残つているというのは、どうも第一体系としておかしいし、そしてこれははいまさう言われたけれども、所得税法にはそういうことの前段の定義はないのですね。これは私は測していいないと思うのですよ、新しい所得税法はもう一ぺん読みますが、所得税法の第一条「この法律は、所得税について、納稅義務者、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続、源泉徴収に関する事項並びにその納稅義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。」特にここに言明しなければならないようなことをここに書いてないと思うのですがよ。これはオーソドックスな所得税法というふ

○ 堀委員 いまのはこじつけです。これはちょっと  
と私、法制局の答弁として非常に不満ですから、  
済みませんけれども、長官をすぐ入れてください。  
これではどうしようもありません。

主税局長のほうにお伺いをいたしますが、私が  
言つていることは、論理的でないことを言つていて  
るつもりはないのですよ。要するに特例を設けて  
あることに相違はないし、税を軽減していること  
も相違はないし、当分の間の、一字だけのところ  
にこだわるということで、何もこの所得税法の十  
条等をこっちへ置いておかなければならぬ理由は  
私はないと思うのですよ、率直に言つて。やはり  
私は現在の税の体系というものをできるだけ整備  
をして、ここに租税特別措置一覧といってこう  
やってこういうものを出してきて、この中には所  
得税法のものもあるし、租特のものもあるし、法

置による」と書いているわけだから、一特別措置による」とここに書いたのは、私前段でここを少しあげたのも、あなた方もこれは租税特別措置法によるもので、あなたの方もこれで理解しておられると思うのですよ。そうではなくて、ここに少額貯蓄の非課税とか生命保険控除が入っているわけはない。長年にわたってこの項目の中に入っているということは、主税局としてもこれは租税特別措置として理解をしている。それより租税特別措置法の中にまとめておいたほうが、私は税法の体系から見ても自然ではないのか。ここに入っていないものは皆さんも特別措置法と思つていいないのでしょうから、これは所得税特別措置法によるもので、残しておいていいと思うのです。少なくとも毎年毎年予算委員会にこうした正規の資料を提出して、こういう表現でずっと来ておられるわけです。」年度の租税特別措置による減収額試算と書いてある。租税特別措置法による試算とは書いてない。

たいへん含蓄のある書き方だから、私はまずこれから伺ったわけだけれども、これは今後の取り扱いとしては、毎年税法の改正をすることなどからどうぞちへ移すだけだというなら、これは税体の整備に連なるだけなんで、私はそのほうが適切だと思いますけれども、主税局長の側の見解はどうでしょうか。

○高木(文)政府委員　たいへん恐縮でございますが、私自身現行の所得税法の規定が全文改正で整備されましたときに、ただいま御指摘のような事項についてどのような議論がありましたか? つまりにいたしませんので、たぶんそのときには当然全文改正でございますから、その点も検討はいたしたと思います。法制局のような見地もございましょうし、主税局はまた多分にたとえば各規定の沿革的な事情とかいろいろあって残したものがあり、移したものがありといったようなことではないかと思いますけれども、そのときなぜ利子なり生命保険料なりについて所得税法のほうに残したことかという事情をよく存じませんが、ただいま御指摘の点は確かに問題点でございまして、いつも租税特別措置というは何が租税特別措置かといふことについては、いろいろ御指摘を受けておられますし、またわかりにくいということは事実でございますので、漸次明快にしていく方向にチャンスを見て努力をするということにいたしたいと思います。

○堀委員　まあ、そう重大問題というほどのことはないのですけれども、調べてみますとちょっとひつかかるわけですよ。これは法律の第一条の趣旨をこう読み比べてみるとちょっとひつかかることだから、一べん検討して、第一条のほうを直すわけにはいくまいから、中身のほうを直したほうが自然だ、私はこういう理解に立っておるもので、その点はひとつそういうことでお願ひをしておきたいのです。そこで、銀行局長に入つてもらいましたから、ちょっと利子所得の問題を先にここでやつておきたいのです。

実は、いまの所得税法第十条ですか、少額貯蓄免稅という制度は皆さんも御承知のように非常に改革がありますね。かつて納稅貯蓄組合に対する減免か何か——国民貯蓄ですか、これが非常に乱にわたつておるということで、これを取りやめようではないかということでいまの形のものに変わってきたという経緯があるわけですが、その経緯の中で、実は当時、最初はたしか五十万円でスタートをしたと思うのですが、今日額がたいへんふえましたけれども、そのときに初めは金融機関は一つだ、こういうことに定められて、少額貯蓄免稅を受けるときには、たとえばAという銀行で五十万受けなければダメですよ、Aという銀行で三十万Bという銀行で二十万というのはダメです、こ

うなつておりましたね。それが今度はいつかの改正で、何年かちょっとさだかでないのですが、金融機関は複数でよろしい、要するに総額として上限の額が現在ですと今度は百五十万になりましたが、まではよろしい、こういうことになつたんだろうと思うのです。

実は、金融機関の諸君から話を聞いておりました、これは金融機関としてはアフターケアに忙殺される。マル優ということでひとつ少額貯蓄免稅でやつてくださいと言われば、金融機関側はその顧客が一体幾ら少額貯蓄免稅をすでにやつてしまふかを承知する方法はない。そこで、たとえば五十万円の定期預金をひとつやつてくださいと言われば彼らは手続をして、結果として源泉で處理され利子は払つてしまふ。そうすると税務署のほうは、この問題の少額貯蓄の名寄せをしてみると限度額を五六十万こえておる、こういうふうになると限度額を五六十万こえておる、こういうふうなると思うのです。その際に、これはどういう

取り扱いをしているのでしょうか。

たとえば、限度百万のときにしましようね、限度

一百万のときに私がA、B、C三行に五十五万ずつ入れた、そうしてわからぬと思って少額貯蓄免稅を出した。すると百五十万になつたらどこにそれの

ところにありますか。これ脱税ですね。ど

の銀行の分を、おまえのところが脱税だという処置をするのか、どういう取り扱いに實際になつているのですか。

○垣水説明員　何店舗もあるのを名寄せいたしましたが、限度をオーバーした場合には、一番新しいほうからそれが不適格だという判定をいたしました。そして残つてある預金から差し引くように金融機関にさせる、そういう形で源泉徴収をいたしております。

○堀委員　同じ日に預けていたらどうしますか。

同じ日に百五十万円預けていた。同日ですね。いまあなたのは前後があるからそれでいいと思います。前後がないときにも取り扱いは……。時間はわからぬでしような。

○垣水説明員　本人にその意思を確かめさせまして、そして本人の意思に従つて不適格にするほうをきめる、こういう取り扱いになるかと思います。ただし今までそういう例を私どもは承知しておりません。

○堀委員　そこで、いままで本人のほうに処置がなければいいと思うのですね。ところが金融機関にどうもいつておるようですね。そうすると金融機関が見ると、すでに全部引き出して、大体タイムラグどのくらいあるのですか。皆さんが名寄せをして金融機間にこれは脱税だといつていくとき、そのときにはもう引き出して転勤か何かしてその地域にいない、どこへ行つたか金融機関はわからぬわけですね。そういうことがかなり起きておるというのは私どもも聞いておるのですが、要するに金利の問題は、区切りは年末でしよう、历年でようから。年末で处置をしてそして今度は皆さんのほうが名寄せをして、その金融機間にこられるのはおかしいと言うのは、一般的にはどのくらいかかるのですか。

○垣水説明員　大体現在の名寄せのやり方としましては、かなり枚数も多いこととござりますので、常時することはいたしておりませんで、七、八月ごろの税務署の手のすいてるときに集中しておきますので、理論的には一年、大体

平均的には数ヵ月かかると考えていただいてよろしいかと思います。

○堀委員　そうすると、前年の十二月問題が処置されておるものが翌年の七、八月に調査をすることがありますね。実際には、そうするとその間に、いま私が申したようにその預金者が転勤をする、全部引き出して転勤してしまう、こうなると、私どもが聞いている範囲では、その預金者がどこへ行ったかというのは金融機関は全然わからない。調査の方法は金融機関にありません。そこでやむを得ず金融機関が払うということが現実には起きています。やに聞いておるわけですが、銀行局長、この間の経緯を皆さんのはどのように調査しておられるか、ちょっと伺いたいと思います。

○近藤政府委員　こまかに計数的な調査を最近をやめてもらえないだろうかという話があるのでありますが、私は少額貯蓄免稅はやめなくて、もう一回これは一行だけにすればこういう問題は起きないと思うんですね。それは天井までいくかどうかは別としても、できるだけ一行だけに限ればこの税務上の問題の処置は避けられるんじやないか。これは一行だけにすれば少額貯蓄免稅はやめられないから、本人のほうもまた悪意でやらないで、限度額をこえたと思わないでやつしている場合もあるかも知れないし、そこで幾つも分割しておるものだから、本人のほうもまた悪意でやらないで、限度額をこえたと思わないでやつしている場合もあるかも知れないし、そこで国税庁、一体どのくらい限度額を出しているのがありますか、それの全体に占めるウエートはどのくらいのものになるか、件数かなにかでもいいですが。

○垣水説明員　最近の調査によりますと、名寄せによつては正しております非連割合というの是一〇%前後、年によって差がございますが、一二、二%から八%程度のことになります。

○堀委員　そうするとかなり高いですね。いまのはオーバーした方がでしょう。

○垣水説明員　はい、オーバーした件数でござります。

のが四十五年でござります。そしてその選択の率は、廿二年三月一日至三月三十一日、四三・一

問だと思いますが、その点につきましては、全般

うから。

○ 堀委員 件数とすれば、一〇%程度あるというのはちょっとネグリジブルな数だというわけには

ますか、四十八年から五十年までが二五%といふことで、いわば暫定税率といいますか、階段がつ

ほどお読み上げになりました租税特別措置による減収額試算をどういう前提で計算するかという問

○ 堀委員　わかりました。やはり私のほうが長くなりません。

これは少し検討を必要とする課題ではないのか、こういうふうに思うわけですね。ですから、今までいいのか。金融機関の側で非常な手数をこれまでやってかけられるということは、最近なかなか人間も集めにくい状態でもありますし、金融機関に対しても、金融機関の過失ではありませんから、たいへん気の毒な話だと思うのですが、これについて銀行局として対策を何か考えられておるかどうかをひとつ。

○福委員 それでは、いまの問題はそこまでこゝ  
いいたしましたので、直ちに税務当局と検討いた  
しまして、なるべくすみやかに何らかの結論を出  
したいと思っております。

たしまして、実は利子所得の分離課税及び税の軽減という項目が、さつき申し上げました租税特別措置による軽減で出ておるわけですが、これを曆年的に見ますと、昭和四十三年の減収が二百六十一億、昭和四十四年の減収が四百七十億、昭和四十五年の減収がまた二百九十八億、昭和四十六年が二百九十五億、四十七年が二百八十億、こういうのが横向に見た過去五年間の、利子所得の分離課税及び税率の軽減の——大蔵省が出されたいまでのこの一覧表を横に並べたら、実はこういうことになるわけです。最初にちょっと皆さんにも理解をしていただきために、四十三年、四十四年、四十五年、四十六年、四十七年の五カ年の間で、この利子軽減制度の問題について税法が変わったのはいつで、どういうふうに変わったかというのを御説明をいただきたいと思います。

○高木(文政府委員) 昭和四十二年に源泉分離の税率を一〇%から一五%に上げております。それから四十五年に源泉分離課税をやめております。そして例の総合と源泉分離の選択制度を導入した

二月三十一日までは一五%のこれまでの源泉で  
とつて、たしか源泉選択というは四十六年一月  
一日から始まつたんだ、こういうふうに理解して  
いるんだが、これでいいんじやないでしようか、  
ちよつと答弁してください。

○高木(文)政府委員 源泉選択は四十六年一月一  
日からでございます。

○塙委員 そこで税法が同じ税法のとき、一五%  
の源泉徴収のときに、四十三年の減収額が二百六  
十億だ、四十四年の減収額が四百七十億だ、四十  
五年の減収額が二百九十八億だといふのは、どう  
してこういうことになったのでしょうか。

○高木(文)政府委員 四十四年の四百七十億の数  
字の根拠はちよつといま手元にございませんで、  
明快にお答えできないのですが、四十五年の二百  
九十八億という数字が、いまのお話のように、四  
十六年一月一日から法律が働いておるのに四十五  
年分が非常に少ないのでないか、ほんとうなら  
ば、一月一日からの施行であれば、あまりこの改  
正は効かないはずではないかという御趣旨の御質

○堀委員 四十四年当時は主税局長は実は吉國さんなんですね。おそらくいまそこにすわっていらっしゃる方は四十四年当時主税局におられた方がいるのではないかと思います。ここに四十四年におられた方があつたら、ちょっと手を上げてみてください。——はい、わかりました。一人ですね。高木さん、私が聞いてるのは四十五年じやないのです。四十四年を聞いてる。四十三年に二百六十億、四十四年は四百七十億ですから、倍ほどここで減収が出てる。その次の年には同じ税法でまた三百九十八億と三百億ほどだから、百七十億またがたんと落としてある。一体四十四年に四百七十億というのが出たのは何に原因があるか。悪いけれども、あなたそれを承知しておられれば一ぺん答弁してください。なぜこうなつたか、あなたは当時おられたなら御承知だろうと思は各項目ともそういう考え方にして算出いたしております。

一賛意を早く出してもらいたい。予算委員会は過去に出ているから早く出してもらいたい。こう言つたが、実はこれが二月十九日の質問までに出なかつた。そこで私が理詰めの議論をいたしましたあとで出てきたのが四百七十億なんです。そこで私は、これはわれわれの計算とやや適正などころで似てきたなと思つたので、実はこの四十四年度の問題についてはその後は触れなかつた。ところがもう一ペントレースをしてみると、四十四年にそういう議論があつたあとで吉國さんが四百七十億です、ということでしたのが、四十五年にまた二百九十八億に下がつてきた。同じ税額の中で二百六十億、四百七十億、二百九十八億でいうことはだれが見てもおかしいと思うのです。どうでしようね。

○高木(文)政府委員 四十四年の四百七十億の算定根拠については至急調べますが、あるいはただとも思ひますが、四十五年、四十六年、四十七年について四十四年がベースになつておると思ひます。源泉の分離選択をした場合の税率が上がり

ますか、四十八年から五十年までが二五%といふことで、いわば暫定税率といいますか、階段がついておりまして、いまその階段を来年もう一段上がると、いろいろなところであります。

○堀委員 実はいまお聞きしましたように、そういうことになりますと、税法上は四十三年と四十四年は同じ税法なんですね。よろしいですね、四十三年と四十四年は同じ税法です。そうして四十五年の改正のところも、ちょっと古いものだから、私もきのう調べたけれども資料がわかりませんので、源泉選択になったのは四十五年の改正だけれども、実際には四十六年一月一日から四十七年十二月三十一日まで、こういうことの改正せんのかなつかったのか。私、四十五年の税法をきのう持つていなかつたものだから、ちょっととその改正がはつきりしないんだが……。だから、そういう意味では、四十三年、四十四年、四十五年の二月三十一日までは一五%のこれまでの源泉にとって、たしか源泉選択というのは四十六年一月一日から始まつたんだ。こういうふうに理解して

ほどお読み上げになりました租税特別措置による減収額試算をどういう前提で計算するかという問題が一つございまして、全体として從来から、歳入の計算のように当該年度の歳入が幾ら減ったかという意味での計算ではなくて、その制度によって幾ら減収になるかということを示すほうが、制度による減収額をあらわすのにいいであろうということから、いつもお渡ししている表はいわゆる平年度計算でお示ししているわけです。

そこで税制が改まりました場合には、その改められた税制に基づく平年度計算での増減収額といいますか、それで表示しておりますのですから、まさにいま御指摘のように、四十五年度改正では四十六年一月一日からしか働かないはずなんですが、平年度計算で一月一日から二〇に上がるということを前提にしての減収計算をしているという関係上、先ほどお示しがありました四十五年度の減収額が表示の上では非常に小さく出ていて、こういう関係でございます。これは実は各項目ともそういう考え方方に立つて算出いたし

○高木(文)政府委員　源泉選択は四十六年一月一日からでござります。 いふんだが、これでいいんじやないでしようか、ちよつと答弁してください。

○堀委員 四十四年当時は主税局長は実は吉國さんなんですね。おそらくいまそこにすわっていらっしゃる方は四十四年当時主税局におられた方がいいております。

○堀委員 そこで税法が同じ税法のとき、一五%の源泉徴収のときに、四十三年の減収額が二百六十億だ、二十四年の減収額が四百七十億だ、四十五年の減収額が二百九十八億だというのは、どうしてこういうことになったのでしょうか。

○高木(文)政府委員 四十四年の四百七十億の数字の根拠はちょっとといま手元にございませんで、明快にお答えできないのですが、四十五年の二百九十八億という数字が、いまのお話のように、四十六年一月一日から法律が働いておるのに四十五年分が非常に少ないではないか、ほんとうならば、一月一日からの施行であれば、あまりこの改正は効かないはずではないかという御趣旨の御質

ないのではないかと思ひます。ここに四十四年に  
おられた方があつたら、ちょっと手を上げてみて  
ください。——はい、わかりました。一人です  
ね。高木さん、私が聞いてるのは四十五年じや  
ないです。四十四年を聞いている。四十三年に  
二百六十億 四四年は四百七十億ですから、倍  
ほどここで減収が出てる。その次の年には同じ  
税法でまた三百九十八億と三百億ほどだから、百  
七十億またがたんと落としてある。一体四十四年  
に四百七十億というのが出たのは何に原因がある  
か。悪いけれども、あなたそれを承知しておられ  
れば一ぺん答弁してください。なぜこうなつた  
か、あなたは当時おられたなら御承知だろうと思

ところがもう一ペントレースをしてみると、四十四年にそういう議論があつたあとで吉國さんが四百七十億です、ということでしたが、四十五年にまた二百九十八億に下がってきた。同じ税法の中でも二百六十億、四百七十億、二百九十八億の中のうちだれが見てもおかしいと思うのです。いうことは、政務次官、どうでしょうね。

ました場合には、それが低い場合に比べれば現象として当然小さくなるわけですから、四十三年と四十四年のつながりについてはいまここで十分説明がつきません。しかし四十四年と四十五年以降は先ほどの説明で數字的に説明がつく関係にある

いたは、そんないかげんなもので許されるはずはないのだという立場で議論をしておったわけではありませんが、どうしてもできない、こういう一点ばかりだったわけです。

間に関連して、私もその基本的な考え方をこの際  
大蔵省から明確に聞きたいと思うわけでありま  
す。

よつてもつて幾らの税額になるというのを計算しなければいかぬわけですが、銀行の窓口でだれが幾らの預金をして幾らの、二〇%なら二〇%で源泉選出をされてるかという場合に、その方まもし

○齋藤委員長 関連して、広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 いま利子課税の優遇について数字の問題で緻密な議論が堀委員から行なわれているわけですが、一体こういう問題はどうして起るかという問題で、この委員会で数年前に私も二年にわたって追及をしたことがあるわけでありますが、特に租税特別措置によつて減税をしてやる、あるいは免税をしてやる、軽減をしてやる、こういうことも、やはりこれは税法であることに間違いないということから、どれだけ一体法律をつくつて、なるほど試算は出す、しかしその実績がどうであつたのかということはかつて示されたことがない、こういう角度からこの問題を取り上げてやつたのであります。が、どうしても事務的に実績をトレースして、きちんととした数字を実績として出すということは困難であるというままでなつておつたわけなんです。公平の原則を害しながら、特定の政策目標を実現するために特別措置法をつくるということになつていいわけですからとも、はたしてそれではこれだけの実績があがつてどれだけの効果があるのだということは、実績の数字を踏まえなければ論議はほんとうはできなわけです。われわれは常にいつでも試算だけを見ている。そしてその試算は非常に大づかみのマクロの立場でかなりの当て推量というものをもとにして、それは皆さんからいえば、客観的なある程度の資料とくらべてはいるのだと言うけれども、実績といふものは、常にこれは試算とは必ず違つてはいるはずだ。そういうような部分も、いま堀委員からも指摘されたように問題点があるのだ。その実績をどうしても調査をされないとすることは、何としてもこれは税法における片手落ちである。しかも少なくとも税法である限りにおは先ほどの説明で数字的に説明がつく関係にあるのではないかと思います。

だからこの問題を解消するには、やはり年度当初に試算を出す、見込みを出す。年度が終わって確定した段階で実績はどうであつたかということを、なかなか把握しにくいいろいろな面があるにしても、今後はやはり税法である以上はそこまで厳格性を追求し、シビアな態度でこの実績を何らかの形で国会に報告もする。そういう資料と/orものをむしろ決算のような形で出すというような制度が確実になされない。そういうようなことでずっと戦後一貫してきてる。そういうようなところに、この税制調査会からもたびたび指摘を受けてるように、非常にこれが安易に慢性化するとか、あるいは長期化するとか、こういうようなことで政策の有効性を失つておるにもかかわらず、惰性で続いているというような問題の指摘があるわけです。国民の目から見れば、常に租税特別措置といふものがいかに租税の公平を害しているかという問題、なるほどこれだけ実績があがつて、こういうメリットがあつたのだというようなことがついぞ明らかにされたためしがない。こういうような中で根本的な問題がそこににあるだらうと思うのです。

この問題について、この際はつきりした実際の数字というものを、租税特別措置法をやることによってこれだけの減収になりましたということを、これはやはり国会に責任をもつて実績を明確にする、こういう態度をあらためてやらなければ、いま堀委員が追及していることは、毎年繰り返しても、これはもう一つ一つの項目すべてがそうだ、租税特別措置法におけるすべての項目においてその疑問というものは絶えず残つてくる。こういういきかげんなもので税法というものがいいのかという根本的な議論が絶えないわけであります。こういう点について一体それをどうお考えになり、どう処するつもりか。いまの堀委員の御質

総合したら幾らであるかということの計算をするためには、その銀行の窓口ではわかりませんで、その方の申告書を全部取り寄せて、そして一人一人仮定計算をやっていかなければならぬということになるわけでございますので、そこで、ここでお示しをいたしております租税特別措置による減収額の試算というのも、実はまず平均の上積み税率は何%であろう、という一応の推定を置きましたて出しておるわけでありますと、推定でござりますすからいろいろのことと、何%の所得税の累進税率の上積み何%であろうということで出しておるわけでありますと、実績を出すということになりますと、きわめて正確にいいますとやはりこの上積み税率を、たとえサンプル調査にいたしましてもららなければならぬというかこうになつてくるかと思ひますが、これは実は非常にむずかしいわけでございますし、それからまたその場合に他の措置との——一人の方にいろいろな措置が重なつてきますから、その計算を、たとえばどっちを先に計算するか、上積み、上積みで、比例税率でございましたら簡単なんですが、累進税率なんですから、どっちを先に計算するか、どっちのメソリットを先に計算するかというような関係もございまして、その利子の部分についてはきわめて制度的に困難といふか不可能に近いという状態にあるわけでございます。

か、そういうことになるわけですが、かなりの事務量をとられることになります。現実に税務署の日々の仕事をして税務の徵収に当たっている諸君の手をとらなければならぬことになります。普通の調査と違いましてこれを調べますのは、結局申告書を見てそこから抜き出してくるという以外にございませんものですから、申告書を見るという仕事は、たとえばだれかアルバイトの人に頼むというわけにまいりませんで、申告書はだれにも見せられないものですから税務署の職員にしかやらせることができませんものですから、そこでそういうことの何か特別の目的があつて、ぜひこの項目を拾いたいというところに限つてはだんだんそれを洗つていつて、少なくとも何年間に一ぺんは洗つていつて、そしてあとは推計して延ばす、四、五年目にいって洗うということでだんだんやつていきたいとは思いますが、したがつて、ここは御指導のように漸次明らかにする方向に明らかにといいますか、正確な数字を掲げる努力を重ねていきたいと思います。一般的に全部明確に決算的な形で出すということは、先ほどの利子のように全く不可能でない部分についても、ただいまここでそういうふうにいたしますとながなが申し上げられない実情にあるわけでございます。

どのくらいになるかというような問題などについては、やはり同じようく計算の基礎としてその推定はこういうふうに推定をしていくのだというようなことをやるとか、あるいはまた、そういう少額貯蓄の額がどうの年内に変遷をしたかといふようなものは実績として数字を示すといふような、そういうことだってできるはずなんです。それでコンピュータリゼーションの時代なんだすから、ある程度人間もふやす、そういうような機械設備というようなものなどについても、やはり税法の厳格性というものを、特に公平の原則を害して政策目的を追求しているというようなものであるだけに、特にそういう点ではもつときびしい態度で臨まなければいけない。こういうことでいまよりも少なくともそういう点で、年度が終わつたあとで実績をかなり正確に推計し得る資料というものを、やれるものは、ストレートに把握できるものは、交際費のごとく確実に把握してもららう。そういうようなことを出してもらうと同時に、そういう推計の見通しと実績というものの、いわゆる計算の土台になつた数字の変遷といふようなものは、少なくともその辺までのところは確実に国会に報告し、審議の材料に供する、こういうような態度は当然これはとるべきだし、とれるものだといふことが、いまの御答弁でも明らかになつておるわけです。そういう程度のものならばやれる、こういうふうに理解し、そういう資料も国会に提出をする、こういうことについてはよろしくうござりますね。

これは源泉で一五%なんですね、この年は。そうですね。四十六年の一月一日からですから、四十六年は年度で見ようと何で見ようとするまるいつているわけですね。二〇%になつてゐるわけです。そこで五%の、要するに源泉選択の問題がありますから別ですが、——ちょっと先に源泉選択をやりましょうか。国税庁のほう、選択になつた方に総合課税を希望しておる預金者というのは預金者中どのくらいありますか。要するに分離課税を望んだ者と総合課税を望んだ者。選択になつたわけですからね。

○高木(文)政府委員 この総合課税をした者と源泉選択をした者の数というの、国税庁でも主税局でも実は把握をしてないわけでござります。源泉選択をした者の数そのものも、総計としての報告を求めるようなことにはなつてないようござります。

○堀委員 どうも私は、利子、配当等の所得といふのは、本来こんなことをやつている国はないわけですね。ともかくこれからは投資も鎮静化して、資金がそんなに要らなくなる時期が来るわけだから、そういうことを少しやめたらどうかと思うくらいなんで、もう少しきちんと調査してもらいたいのです。一体、源泉選択は四十六年から始まつたんだから、まだ四十七年の三月ですから、これからのことでしょうが、これを一ぺん早急に体制をつくって、こういう制度にしたら一体それはどういう結果になつたかといくくらいはきちゃんとするレースするよりた、いまはまだいいですよ。四十六年は無理として、来年のいまごろには四十六年分くらいは当委員会で報告できるようにやつてもらいたいのですが、どうですか。

○近藤政府委員 銀行協会等と相談をいたしまして、どういう報告を御提出できますか、至急検討いたしたいと思います。

○高木(文)政府委員 四十六年の二百九十五億の算定をいたしますときの計算のもとでは、源泉選択は四八%という前提で見ております。その前に少額の非課税のものと、それから課税分とあるわけですが、その課税分の中で源泉選択分が四八%ということです。

○堀委員 そうすると、課税分の中の五二%は総合課税を希望するという前提ですね。

○高木(文)政府委員 一つは総合申告になる分でござりますし、一つは申告不要といいますか、少額の分で申告不要というのがございます。それから要求払い預金の分がござります。

○堀委員 そうすると、よくわからないのですが、いま言われるように、少額で落ちるやつとか、それから要求払いとかいうのは私は実は初めから問題にしていないわけでして、要するにこれらの土台になるのは、少額貯蓄を除いて、その上有る部分の預貯金でものを見なければここに出でこないわけですからね。だからこの課税対象分、要するにこの二百九十五億になつてくる課税対象分の中で、源泉分離を一体幾らに見たのか。これは常識的に言いますところになるとと思うのですよ。総合を望む人は、要するに所得税を払つてないような人であります。総合所得税につになるわけですね。御承知のように、総合になればこれは所得税が全部ゼロになる場合だつたくさんあると思うのです。ところが、所得税を、ある一定のものを現在払つている人は、これは総合にしたら貯蓄量も大きいから、上積みになつて、上積み税率が働くから、その分の上積み税率といふの二〇%を比べてみれば、二〇%の低いほうで分離を望むというのだから、私はウエートとしては、九〇%ぐらいが、ここに出てくる分というものが源泉分離でなければおかしいと思っているんだ。なぜかといえば、いま少額貯蓄百五十万で、

一般的のサラリーマンの貯蓄水準といいのは平均すれば二百万ぐらいが精一ぱいだろうと思うのですよ。だからほとんど少額貯蓄として落っこちてしまっていると思う。一般的なものは、私は幾らも税を払うところにきていないと思う。だから、そういう意味では所得の高い人のほうに問題があるのだから、いまおっしゃった源泉四八%というのは、そのほかにそれじや総合が幾らで、少額貯蓄で落ちるのが幾らで、申告不要が幾ら、こういうことの四八ですか。ちょっとそちらの根っここのところを聞いておかなれば、ただ四八%では全然理解ができないのです。

**C 高木(文) 政府委員** いまの二百九十五億を算定した過程を申しますと、まず確実にわかつておる

数字といふのは、金融機関が拠った利息の総額です。利息総額のうちで、個人受け取り分と法人受け取り分があります。法人受け取り分は全く關係がなくなりますから、個人受け取り分がどのくらいあるかといふ一つの推計をいたしましたのでござります。そこで、個人受け取り分を推計して算出をしてしまって、それから今度は個人受け取り分を課税対象と非課税対象にまた分けます。そこで、課税対象と非課税対象とに分けた利息総額を、いま申しました源泉選択と申告不要あるいは総合移行等に割り振る、こういう経過でございまして、そことでだんだん引いていくて、非課税を除いた、つまり本来課税るべき課税対象分中、源泉選択の割合が四八%ということになつております……。

○堀委員 総合、幾らですか。  
○高木(文)政府委員 二八%ぐらいです。それから  
らいまの二百九十五億のうち、源泉選択による減  
収額は二百三億、あと申告不要等による減収額が  
九十二億、これまた別途計算しておりますが、九  
十二億。先ほどの二百九十五億という数字は源泉  
選択による減収額と、申告不要その他による減収  
額に分かれておるわけでござります。

○堀委員 いまのはよくわかりました。  
そこでちょっと銀行局長にお伺いしたいのです  
けれども、昭和四十六年の貯蓄予想と昭和四十七

年の貯蓄予想で、ことしの個人消費支出の伸びは一三・八%になつていて、雇用者所得が一番大きいのですが、雇用者所得は四十七年一五・二%の伸びと経済企画庁は推計しております。ですから、当然昨年よりは一五・二%收入がふえるということなら貯蓄は私はふえると思うのです。幾らふえるかわからせんが、銀行局長、まあふえるかふえないかで、私はふえると思いますが、いかがでしようか。

○近藤政府委員 四十六年度の目標額に対しましても相当なふえを示しておりますし、その後の情勢はまだ計数的にはつまびらかではございませんが、かなりの増加があるのでないかと思います。

○堀委員 そこで、四十六年と四十七年十二月三十一日まで税法は同じです。税法が同じで貯蓄がふえるという前提に立っていながら、減収が十五億も減るというのはどういうことなんでしょうね。これがふえるという方向になつているなら、あと中身はなかなか計算しないとわからない。

四十六年にいまあなたのおっしゃったような式の手立てで国税庁の資料をもとに試算をしたら一つのラインが出た。私はこれの計算には一ペん計算してみますが、これはどうして十五億減るのですか、これをちょっと教えてください。

○高木(文)政府委員 四十六年度の減税と、四十六年の秋の国会におきまして税率を直していくだいたものですから、そこで四十七年分について四十六年分に比べて上積み税率を一%落として見ておるという関係でございます。

○堀委員 そうすると、これは所得税減税のはね返りでこうなる、こういうことですか。皆さんのほうの話では、四十七年所得税減税を四十六年所得税減税との関係から見ると、四十七年のほうの減税が上積み税率に一%効力を發揮した、いまのお話はそういうことです。

○高木(文)政府委員 四十六年の二百九十五億の算定のときには、上積み税率を二五と見て計算し

ておりました。それで、源泉選択が二〇ですから五%相当額が減収に響いてくる。四十七年の二百八十億を算定するときの根拠としては、上積み税率を二四と見ております。この二五と二四とそこで実はこの算定をやりますときのいろいろ上積み税率を使いますときの率の刻みは、もつてまかくやるべきかもしませんが、そこまでなかなか資料がはつきりしておりませんので、実はいつも一%刻みで上げたり下げたりするものですから、そこで一%で動かしたということをございます。

○堀委員 五%が四%に動くということは、ペーセンテージとしては実は二〇%動いておるわけですね。だからそれは確かに貯蓄がよくふえてもやはり個人貯蓄一五、六%でしようから、確かに減るということになるでしようね。上積み税率が一%下がるというのは、しかし税の取り扱い上は少し乱暴な扱いのような気がしますね。二〇%ずぼつと上積み税率が落ちるということになるかどうかです。一%といえば小さいようですがれども、要するに上積み税率の五%と四%というものの差は二〇%あるわけですから、まあそれはけつこうです。

ちょっとそれじゃ、いまの点と、吉國さんにたいへんお待ちいただいておりますから……。

昭和二十九年の十二月に御承知のように租税特別措置法二十六条によるところの医師の社会保険診療報酬に対する課税の特例ができましたね。この法律は法律そのものとしては当分の間といふことに法律はないないです。私もこれに非常に関係がある人間ですが、法律そのものは当分の間といふ字は法律の中に一字も入っておらぬです。しかし、いま茂串さんは、私は一字も入ってないんだからこれは期限がない租税特別措置法だと考えておるにもかかわらず、その租税特別措置法の中に入れてあるから第一条の当分の間というしばらくかかるんだ、こう言っておられるわけです。これは本末転倒だらうと思うのです。要するに私が議論しておるのは、その法律そのものの中に当分の

間とかいう時間のしばりが入っているのなら、それは当分の間というしばりをかけた租税特別措置法の中に入れるのが相当だと思う。ところが、前段のほうで少額貯蓄免税とか生命保険控除といふのはそういう時間的なしばりがかかるといふのはないから所得税法のほうに入れるのが相当ではないかと言つたんだが、こういうお話をあつたわけですから、そこで私は、そういうことなら社会保険診療報酬というものはしばりがかってないから所得税法のほうに入れるのが相当ではないかと言つたんです。茂岸さんは、当分の間ということでしばりをかけておる。第一条の「当分の間」というのはこれはどこへ持っていくかでかかるだけのことであつて、所得税法そのものの、いまの社会保険診療報酬条例そのもの中に当分の間というのがないのをここに入れるとということになつたら、そのしばりがかかるということになつたら、これは重大な問題だと思うのです。法意を体してないところに入れるということになるから、そこで私は吉國さんにお越しを願つたのは、これはちょっと重要な問題にひつかかる。一条で「当分の間」というしばりをかけてあるというところへばかり込みさえすれば、法律そのものに何にも当分の間が書いてない法律であつても当分の間と読むとしたらいいへんなことになるのちよつとお伺いをしたいんですが、その点をちよつとつまびらかにしていただきたい。

○吉國(一)政府委員 私、おくれて参りましたので、堀委員と私どものほうの第三部長との間の質疑応答を直接伺つておりますんで、あるいは的をはずれた議論になるかもしれませんのが、要するに租税特別措置法の第一条では、たゞいま堀委員が仰せられましたように、この法律は当分の間、所得税以下のあらゆる税目を掲げまして、これらにつきまして特例を設けることを目的とすることを趣旨としてうたつております。その中の規定といったしまして、あるいは昭和何年何月何日から昭和何年何月何日までの間の特例を定めるものもあり、またあるいは何年何月何日以降ずっと

指摘のようすに、第二十六条のようすに社会保険関係の軽減を規定しておるものもございます。これをどういうふうにして体系を立てるかという結局問題になりますが、それは租税特別措置という法律概念を越えた社会通念をいかに把握するかということに相なると思ひます。租税特別措置と申しますのは、要するに同じような経済的な条件と申しますか地位にあるものに対して、本来ならば同じ租税負担を課すべきであるという租税法上の大原則というものがあるといたしますと、それに対してもその原則を破つても租税負担の不公平をあえて特定の場面について実現をして、それによつて特定の政策を実現しようという趣旨のものであらうと思います。そのようなものを本来ならば税法は、たとえば地方税法のように一本の法律で規定いたすことも可能でござりますし、また国税のようにそれぞれの税目ごとに基本的ないわば普通税制を定めまして、それに対する各税目ごとの特別措置を特別措置法という形態で規定する体系もございましよう。これは要するに租税を課せられるわれわれ一般国民にとってどつちがわかりいいかという問題に帰すると思ひます。

いたしましては恒久的な制度でござりますけれども、この法律の趣旨にござりますように、当分の間の特例を定めたものだということから、おそらく租税管掌当局の頭では、時々刻々と申せばやや強過ぎるかもしれません、毎年税法の体系を検討いたします際に、租税特別措置法に規定していくことから、おぞら存続させるためには、要するに第二十六条の改正をいたさないという、検討の機会を持つというふうな意味合いでおいて租税特別措置法に規定してあるということが言い得るかと思います。

それに対し、本法、所得税法なり法人税法なりでも、御指摘のように特別措置が規定してございますが、こういうものについては、もちろん特別措置である限りにおいては、一般的に変わりはないと思いますけれども、いわば所得税法なり法人税法なりの体系そのものとしてとらえるほうが税法の理解の上あるいは沿革的な理由からいって妥当であるという便宜論から、本法のほうに規定してあるものでございまして、要は、租税を課せられる国民にとってどっちがわかりいいだろうかという、理解の便に資するように本法に規定するか租税特別措置に規定するかということで毎年体系を考えている状況だと思います。

堀委員御指摘の点もよくわかりますので、今後とも税法の体系につきましては十分に検討してまいりたいと思います。

○堀委員 いまのお話のようすに、要するに国民の便益の上で区別するというならいいのですが、さつきの、ただ期間だけの問題とすることだけで、その期間は、特に私が気になったのは、租税特別措置にぼうり込めば全部「当分の間」がきくんだといふことは、第一条に「当分の間」と確かに書いてあるけれども、本法そのものがそうなつてないものをそこへ入れたら「当分の間」というしほりがかかるんだという発想は問題がある。実はそういう法律解釈の問題はちょっとあなたに来ていいただいて——だから私は、いまのお話のようすに二

十六条は毎年検討する必要があると思う。それはいいのですよ。しかし、税法というものは毎年検討してみなければならぬものだと思ってるのですよ。これだけが毎年検討に値するのではなくて、税法というものは社会情勢の変革に応じて、所得控法であろうと法人税法であろうと毎年やはり見直してみて、その客観情勢、経済情勢に応じて必要があれば直すというのがたてますから、私はそういう意味では茂原さんがそういう御答弁でちょっととひっかかったものですから。第一条に「当分の間」があるから、ここへ入っているのは当分の間だということではないはずだ。それは当分の間ということで考えられているものがあるということはわかりますけれども、しかし、それがいまの二十六条というのも当分の間なんだということには法律体系としてはなってない。政策的に「当分の間」をここへ置いたというのはそれはいいのですけれども、ですから、これは便益の問題になると、いまおっしゃったようなことで私は——いまの少額貯蓄なり生命保険控除も実はこの大蔵省の出します租税特別措置による減収額試算という中にずらつと入っているわけですね。しかしもとは二つに分かれているということは、租税特別措置を一つとして見ていくこうとする場合にはやはりこっちにまとまつたほうがいいんじゃないかといいう気持ちがあつたので、ちょっととそれを法律論的に解明をしておきたいという気持ちがいたしましただけでありますので、けつこうです。いまの次長の御答弁のように国民のための便益というものが主体になるということで分かれるというのなら、それだけつこうだと思います。

これを見ますと、これまでの航空企業揮発油の免稅というのは、昭和四十三年二十九億、四十四年二十億、四十五年十九億、四十六年十三億、免稅額がだんだん減つてくると、いうことになつておるわけですが、航空用燃料は、ついぶんどんどん使われておるわけです。ふえておるわけです。

そこでちょっとお聞きをしたいのですが、皆さん、この資料は実は一ヶた違うんじゃないかと私は思つんですよ。一ヶた違うようなものを四年間、前もずっとそうでしようが、長年にわたつて予算委員会なり国会に提出してきたなんていらうよなことは、これは私は主税局としては重大な過失であると思う。責任をとらなければならぬ過失である。ちょっと声が大きいけれども、まあそのぐらいに感じるのでですがね。この数はこれでいいんでしようかね。

○高木(文)政府委員 その辺に租税特別措置の減収の見込みの立て方の非常にむずかしさとか、どういう前提で立てるかということがあらわれておるわけでございますが、実は昔は全部飛行機というのはプロペラでござりますものですから、全部がガソリンを使わなければならぬという状態であったわけでございます。それがだんだんジェット化してまいりましてジェット航空機になりますと、ガソリンを使うだけでなくて灯油でよろしい、こういうことになつてまいりました。現実に現在飛んでおります飛行機の中で、日本航空の飛行機は全部ガソリンで飛んでおりますし、全日空の飛行機は灯油で飛んでおる、こういう状態でございますので、そこで、灯油のほうは租税特別措置によつて非課税ということではなくて、現在灯油はいかなるものも、飛行機に使わなくとも規格として免稅でございますので、灯油の免稅といふのは租税特別措置による免稅と考えるかどうかという問題はあると思うのでございまして、昔から家庭で使つております灯油も何も含めて灯油についても免稅特別措置による免稅と考へるかどうかなかつたのです。そこで、日本航空が使っており

ます揮発油をはじめとしてあるいはプロペラ機が使つております揮発油というものをどう見るかと、いうことなんですが、もしいまのガソリン税並みにキロリットル当たり二万八千七百円ということです課税をするということであれば、片一方で灯油のものがあるわけですから、少なくともジェット機は全部灯油のほうにかわつてしまふだらうといふことになりますので、租税特別措置としては航空機燃料は非課税だという規定があるのですけれども、それではその規定がなかりせばそれだけ直ちに増収になるかというと、どうもみんな灯油にいっちゃんじやないかということで、それを減収計算に入れるというわけにいかないんじやないか。そこで、ジェット飛行機がふえてプロペラ飛行機が減る割合に応じて減収額計算もどんどん落としてきた、こういう経過が実はあるものですから、計算上は非常に微々たるものになつてゐる。そこで、ガソリンを航空機用に使つた場合に減税しますという規定は、実は制度としては相変わらず租税特別措置としてあれなんですねけれども、世の中の航空機の状態のほうがそういうふうに変わつたものですから、そこをどう処理すべきかということを悩みながら、減収計算上は、プロペラ機に対応する使用量を大体推定した分だけ載せてきた、こういう経過でござります。

よれば、これは揮発油税及び地方道路税の免稅の実におけるジェット燃料の中の比率というのは、当然わかると私は思うのですよ。国税庁の資料によれば、これは揮発油税及び地方道路税の免稅の項目の中では、ちゃんと航空用ジェット燃料その他ということで免除にした件数なり数量なりがここへ出ておるわけですから、その中の揮発油が一体幾らで、灯油が幾らなのか。どこでもいいです。四十三年でもいいし四十四年でもいいですが、ちょっととどっかで一べん答えてくれませんか。幾らなんでも、これは半分にしても——私のほうでちよつと計算してみますと、四十五年は七十六万七百二十六キロリットルというのが国税庁の資料にあるところの航空機用揮発油免稅数量といふところに実は書かれておるわけですね。それをこういうふうに免除状況と書いてある以上は、これは揮発油税の免稅だらうから、それを掛け算すると、揮発油税だけで二百十八億円免除しておることに実際はなつておるわけです。けたが違うわけだ。だから、いま言われる灯油の部分は、この国税庁の資料から見てこの中に入っていないだらうと思う。

しガソリン税が非課税でなくなれば灯油タイプに変わるものであろうという前提をとりましたので、私どもとしては租税特別措置の減収計算のときには、この数量を全部織り込んでおらないわけでございます。

それでは今度は、租税特別措置に織り込んだ先ほどの十億台ベースの数字はどういうベースかということになりますと、これとは全く別に、今度はジェット飛行機でなくてガソリンタイプでなければ飛べないところの小型の飛行機あるいはヘリコプター等の使用量のほうが出てくるということになつておるわけでござります。いまの四十五年実績数量を前提に議論した場合でありますと、三十四万七千キロリットルあたりの部分を租税特別措置の減収計算に計上しておくべきかどうかという点はいろいろ御議論があるところだらうと思いますが、もし課税になれば灯油にかかるだらうということで載せてないという経過を今日までたどつてきているわけでござります。

○堀委員 ちょっとそれはこじつけじゃないですか。現実にずっとそうなつてきていて、これはあなたが減収額ですよ。これは国税庁の資料で、要するに揮発油税及び地方道路税という項目の中で、免除状況として——免除というのは税を免除しているわけでしよう。免除している対象は、いま私がここで申し上げたように、はつきりとこれは四十五年七十六万キロリットルと出しているわけですね。税を現実に免除しているのならその免除したものと云うのは、この租税特別措置法の揮発油税取引のところに、航空機用揮発油という一項が入っているから免除されてしまうのでしよう。租税特別措置というのは、そういう意味では、あそこでの項目で入つていてることではないに、もしまの免除をはずしたらあとがこう変わるとかいうような想定が全部ついているわけですか。これについていまの各項目は、要するにそんな空想の入つた減収額推定をやつてあるんだつたら、私はもうべん全部洗い直してみます。これはどうせ私は一

項目ずつやるつもりだけれども、そんなでたらめな減収額を出されてたまるものですか。少なくとも揮発油税を免除しているものについて、国税庁がこれだけのものを出している以上、これをちゃんと載せるということではなくては——こまかいトレースをしてないから実際にはそれが減っているということでしょう。これでは私のほうは納得できません。

○高木(文)政府委員 ただいまおっしゃいます国税庁の統計は、おっしゃるように、租税特別措置によって航空機用に使うガソリンについては免税になつております。そして免税のためには製油所から移出をするときに所要の手続をとることになつておりますから、その手続をとりました非課税にしてほしいという申請書といいますか申告書といいますか、そういう書類を出しますから、そういうものを集計したものがそこの国税庁の統計のほうに上がつてきている数字でございます。

そこで、いまの航空機用に使いましたガソリンの免税がそれだけの数量あることはこれでもう非常にはつきりした事実でござります。毎年国税庁統計で明らかにいたしております。これは実績もちゃんとつかまっておるわけでございまして、先ほど来広瀬委員から御指摘がありましたが、実績をはつきりしろということがありましたが、その意味からいえば、この数字は常に実績がはつきりしているほうのものでございます。ただ、これは租税特別措置の減収見込みといいますか、そういうもの立てるとどう考えるかという中で、その規定によつて手続を経ておるものがあることなどないことに由つてどれだけ国庫收入が減るかというのが、現在の租税特別措置による減収額を計算している考え方でございますので、その規定期限によつて手続を経ておるものがあることなどないことは事実でございますけれども、さてしかばでは今度はその特別措置をやめるということになればどうであろうか。特別措置があることなどないことによつてどれだけ国庫收入が減るかということが、現在の租税特別措置による

めて簡単に灯油タイプに切りかえてしまうことになりますと、それは全く増収にはならないわけでございますから、その租税特別措置をやめたら、それではそれだけの百億なり百五十億なりの増収が翌年度、国庫収入として出てくるかといふと、全く出てこないものでございますので、それを一体そこへ計算上あげることがいいか悪いかということについては、私どもはなはだ疑問ではないかという趣旨で、過去からそれはあげないという慣例をずっととり続けてきたという経過でございます。

○堀委員　いまの問題、私ども、減収額といいますと、この租税特別措置という制度があるから、本来なかりせば税金が取れたであろうものを、この制度があることによって国が取つてないといふ理解に立っているわけですね。だからこの制度があるからと、いう前提で私は減収額が立っているんだと思っていたわけですよ。いまのように、なくなったときにはどういうふうに変わるから、その変わることを含めて計算するというふうには、われわれ過去において実は理解してなかつたのです。これはいまの計数その他の問題もえらい違うのですよ。実際に減税になつてはいるのですよね、国税庁が手続に基づいて免除しているのだから。国税庁が手続に基づいて免除したものすらも、それは免除していないかのような仮想の形で一けた違う形の資料が提出されて、われわれは中身をこまかく調べてみないうちはこんなことかと思つていただけれども、きよう議論してみると、あなたの方の発想は、その制度をもし取りやめて税金を取つたら全部灯油にくわからゼロになるんだといふような前提を置いて租税特別措置の減収ができるおるなんて、国会議員だれ一人知らないことですから、これはひとつ理事会においてこういう取り扱い等について一ぺん正確にやつていただきたいと思うのです。私、この問題について、ずっと問題をさしていただくことに稅特別措置に関する質問をさしていただくことが残っておりますので、またあと引き続きこの租税特別措置に関する質問をさしていただくことがあります、何かまだ……。

○高木(文)政府委員 一言だけお断わりいたしておきますが、租税特別措置の減収という考え方方に立ちます場合に、一つ一つの制度によって幾ら減るかということを考える場合の立場でござりますが、私どもは、どちらかといいますと、歳入がどう減るかというふうな見地が非常に強く働いているように思うわけであります。ですから、たとえば物品税なら物品税が五%なら五%上がること、あるいは下がるということになると、五%だけただ税収がふえるとか減るとかという関係ではなくて、やはりその物の値段が上がれば、競争物品のほうに需要が移っていくというような関係があつて、歳入見積もりを立てますときには、単に一〇%の税率のものが一五%に上がれば国庫歳入はその割合で五割上がるという関係にございませんので、やはり物の値段が上がればほかのほうに需要が移っていくという関係があつて、歳入見積もりを立てるときには、常に需要が減っていくというような関係があります。たとえばビールとお酒の関係でも、お酒が値上がりをすればビールがふえるといふいろいろの関係があるとやはり織り込むという気持ちがいつもあるものですから、いまので、灯油で飛べるのだから、これが二万八千円も税金を取るということになれば、だれもガソリンは——飛べる飛行機は飛ぶであります、もう一ついう前提を立てた、こういうことでありますし、御指摘のように幻想というか、夢の上に立ってそれを使わないのであるふうにはどうもちょっと私は理解をしてないわけでございます。

まで、実際ある、その移転をしないということの前提では、一体減収は——減収ということとは、本来なら払うべきものをかけてやっているわけですね。いまの揮発油税の問題について明らかにまでやっているのだから、そういう考え方の上に立ったものを当委員会に一べん出していただいて、それが出てから私は自後の質問をやらしていくだけということにいたします。

私の質問は保留をして、これで終わらせていただきます。

○齋藤委員長 午後一時三十分より再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

↓

午後一時四十一分開議

○齋藤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○寒川委員 主として航空燃料税法案について質問をしたいと思います。

そこで、提案説明の中にもございますように、今度の新税を財源として、空港整備五カ年計画のうちで保安対策なり騒音防止対策に重点を置いてやつていこう、こういうお考えのようでございますが、このことが国の新五カ年計画の一環の中に入つておると思いますので、新五カ年計画の大綱とともに、たとえば空港整備であるとか管制施設であるとか保安設備であるとか騒音対策、どんなふうに新五カ年計画の中で金を使おうとしておるのか、完成年度全部含めての構想を聞かかけていただきたいと思います。

○住田政府委員 第二次五カ年計画の総ワクは五千六百億円でござります。このうち新国際空港に対しまして二千六百六十億円を予定いたしております。新国際空港と申しますのは、成田の新国際空港と現在設置場所について検討いたしております。新関西空港、その二つが対象になつております。それからそれ以外の東京、大阪、板付、その

他の二種空港、それからいわゆる地方空港といつております三種空港という空港の滑走路であるとかエプロンであるとかそういうものの整備に千百八十億を予定いたしております。それから航空保安施設関係でございますが、七百億円を予定いたしております。そのうち航空路関係が二百五十億円。航空路の二百五十億円で現在計画しておりますのは、日本の空域をおおうだけの長距離監視レーダー網を四十九年度末に完成させるというものが一つのプロジェクトになっております。それから同じく航空路関係といたしまして、四十八年度末までに航空路の複線化をはかりたい。これは航空路にVORとかDMEという機器を設置いたしまして複線化をはかる。さらに五十年までに飛行機のこんどおります航空路につきましては複々線化をいたしたいという予定にいたしております。それから空港関係の保安施設でございますが、三百四十億円を予定いたしております。これは空港の計器着陸装置、ILSと呼ばれておりますけれども、そういうものであるとか、あるいは先ほど申しましたVOR、DME、これも空港に設置いたします。それから飛行機の多いところにはレーダーをつけてレーダー管制をやるということで、レーダー施設も含まれております。残った百十億が新東京国際空港関係の保安施設でございます。以上合計いたしまして七百億円。それから騒音対策費といたしまして四百十億円を予定いたしております。これは新東京国際空港も含まれております。調整項目として百五十億円、これは今後の計画によつて用途をつけるというものです。それから地方が単独事業として行ないますものが百五十億円、予備費として三百五十億円、全部合わせまして五千六百億円ということに相なります。

Digitized by srujanika@gmail.com

してはどの程度経費をさがれる予定にしておるのか、伺ひたいと思います。

○住田政府委員　ただいまの四百十億のうち、八十億円が新東京国際空港に使われることになつておられます。残つた三百三十億円のうち、東京、大阪、板付に配分されることになつておりますけれども、まだ最終的に幾らということはきめておりません。しかし、その大半が大阪に使われるということになつております。

○寒川委員 私も空港騒音ということで非常に騒がれておるものですから、現地を見たいということで、具体的に家庭へ入って調査をいたしますと、大型の場合、大体八十ホンをこすというような騒音にみんな悩まされておるし、特に大阪の場合は、御承知のように、風向きで両方とも人家の上を飛ぶ、こういうようなことで、私はこの程度の金ではあまりにもずさんな計画のような気がするわけであります。そのことはあとに、市町村が関連事業として今度分配する譲与税のことに関連してまた質問をいたしますけれども、もっとやはり稠密な計画をして、ほんとうに公害をなくするという、たとえば現在民間における公害の場合におきましてはすべて発生源の企業に対しても責任を負担せしめるという態度がもう普遍化しております。そういう感覚からいたしましたと、やはり役所仕事のよな感じがいたしますが、そういうことについて、将来この計画の内容について再検討する用意があるかどうか、聞かしていただきたいと思います。

○住田政府委員 今度の五カ年計画を当初立案いたしましたときに、騒音対策費といたしましては二百億円を予定いたしておつたのでござります。それが四百十億円ということで、まだ閣議決定を経ておりませんけれども、この一年間に一応倍になりますと、ふやすということでございます。しかし、いま先生から御指摘のありましたように、この四百億円がつまでも十分であるかどうかということになりますと、まだ問題は残つておると思います。特に今年度の予算で民家の防音工事をやるために調査費がつま

られております。この調査をやりまして、その結果に基づいて民家の防音工事をどうするか今後きめたいと思います。同時に、騒音対策全般につきまして、運輸省の付属機関でございます航空審議会にかけまして、長期的にどういう騒音対策をやつたらしいか、そのためには相当巨額な資金が必要になると思われますけれども、その場合の財源対策をどうしたらいいか、これから審議会に諮問いたしまして、その答申を待つて処理いたした

いというふうに考えております。  
○妻川委員 これ以上申し上げませんが、ただ、やはり特に大阪の場合は豊中、伊丹の盆地というような地理的な条件もござりますので、御承知のように防音装置をいたしますると、恒久的な冷房設備という問題を個人が負担をしていかなければいけないという、出費がかなり大きなものになつてくると思います。したがつて、ただ外観をよくして、かつこようして、若干換気装置をつけたらええというような程度ではやはりおさまらないような事態、そういうことがあるということについて、十分ひとつ考慮をしていただきたい、そういう点でこの点は終わります。

それから、第二点の保安関係の問題でござりまするが、最近の新聞報道によりましても、私の承知しておる範囲内では、大体年間にわが国の飛行場で六十二万回程度の離着陸の件数があるようになります。しかもそのうちで事故回数は二日に一回、大小のものを織りませて事故が発生をしておる。特に最近起こっておりますような事故の原因ということになりますと、やはり飛行機の整備という問題が、非常に安易に惰性でおやりになつていらっしゃるのじゃないかと思ひますが、そのことと関連をして、まず運輸省としてのチエックの方法、あるいは航空会社自身の自主的なチエックの方法、そういう面でどういうことをやっておられるのか、教えていただきたいと思います。

いて行なわれるべきものと考えております。運輸省等は、まことに、航空会社が規定どおりやつ

航空機の整備というのにはいろいろな段階がござ  
いまして、大体五つに分かれると思ひます。飛行  
をやつてゐる間に点検する、これはローカル空港  
などにおきまして、飛行機が行つて帰つてくる、  
そういうローカル空港でやる点検を飛行間点検と  
しているかどうかがチェックするという形で関与いた  
しております。

○住田政府委員 事故といいますのは、普通、人身事故が起きたような事故を事故と言つておるわけでございまして、最近新聞で出ておりますような、エンジンといいますか、一部の機器の調子が悪いということで帰ってくるというのは、一般に事故と呼んでないわけです。航空機の場合には、その安全性について三重、四重にチェックシステムをつくつてあるわけでございまして、非常に安

いっておりますが、そういう点検。この場合に  
は、社内の資格試験を通つた者が点検に当たると  
いうたてまえになつております。それからいわゆ  
る整備という段階に入りますと、A、B、C、D  
と四つの段階がござります。A、Bというの  
が、普通、運航整備といわれております。Aというの  
は二十時間ごとにやるチェックでございます。  
それからBが三十時間ごとにやる。A整備は各航空  
会社の主要基地、日航の場合ですと東京であると  
か、全日空の場合であると東京と大阪であると  
か、そういう主要基地でやるとか、あるいは飛行  
機がローカル空港に行きまして夜とまるという場  
合に点検をいたすのがA整備でございます。この  
場合には、確認整備士というものを置いてやつて  
おります。それからCチェックというのが一千時  
間ごとにやる整備でございます。これは定期整備  
といわれております。さらに一万時間でやるD整  
備というものがござります。これはいわゆるオー  
バーホールでございます。B、C、Dという整備  
は、普通、航空会社の整備工場で整備をいたすわ  
けでございますけれども、これは確認整備士とい  
うものを置いてやつているわけでございます。こ  
ういう整備の場合には四段階、その前に飛行間隔と  
検というものがございますが、それぞれ分けまし  
て、所要の人間を配置し、それから法律に基づき  
まして確認整備士を置いてチェックをいたしてお  
るというのが現状でございます。

故が起らぬといふのがたてまえのようなえらい説明ですが、それじやなぜその事故が起るの

ですか。

いて御説明をいただきたいと思います。

○住田政府委員 今度の五ヵ年計画は、いわゆる公共施設の整備に関する計画でございます。したがつて、先ほど申し上げましたように、飛行場の施設であるとか、あるいは航空路の施設であるとか、あるいは空港の保安施設であるとか、そういう施設を対象に五千六百億円という計画をつくっているわけでございます。いまお話を出ました整備の問題は、これは航空会社の問題でございまして、したがいまして、今回の空港五ヵ年計画とは直接関係がないわけでございます。ただ、いま先生のお話のありましたように、整備の問題というものは、これは航空安全の基本の問題でございますので、私どもいたしましても毎年必ず定期検査、定期の立ち入り検査をやっておりましても、その他随時立ち入り検査をやってきちんと一定の規則に従つて整備はやつているかどうかをチェックいたしておりますわけでございます。

○寒川委員 そういう点が、常時顔を合わせて仕事をしておるとどうしたってやはり慣性になつて、よからう、よからうで、そうしておるところに問題があるので、こういつたことの機会に制度的にそういうものを見直していくという対策が必要な問題は、むろん会社の責任でございまするけれども、もっと高い次元で国も関与して、若干の財政援助をするかわりには徹底的に義務づけていくしかもきびしいものにしていくということがなければ、人間の生命の問題にかかわるこういうふた種類のものについては対策としては非常に不十分であるし、感覚的にはやはり航空機事業といふものの発達の歴史の中で、まだまだ前を向いてさらに進むという関係での対策という形にはなつておらぬとぼくは思うのですが、政務次官、どこかへ行かれましたか。——今度の新五ヵ年計画の中で、航空機の運航の安全といふ問題について、ただ物理的に整備をするというような形に、しかもそれは飛行場の設備ということがやはり中心になつておると思いますが、考え方としてはそれだ

けでは旅客の生命を完全に保護するという観点でございまして、私は不十分だと思うものですから、そういうことについて政務次官は現在とておられるようが、あるいは空港の保安施設であるとか、そういう施設を対象に五千六百億円という計画をつくっているわけでございます。いまお話を出ました整備の問題は、これは航空会社の問題でございまして、したがいまして、今回の空港五ヵ年計画とは直接関係がないわけでございます。ただ、いま先生のお話のありましたように、整備の問題といふのは、これは航空安全の基本の問題でございますので、私どもいたしましても毎年必ず定期検査、定期の立ち入り検査をやっておりましても、その他随時立ち入り検査をやってきちんと一定の規則に従つて整備はやつているかどうかをチェックいたしておるわけでございます。

○寒川委員 そういう点が、常時顔を合わせて仕事をしておるとどうしたってやはり慣性になつて、よからう、よからうで、そうしておるところに問題があるので、こういつたことの機会に制度的にそういうものを見直していくという対策が必要な問題は、むろん会社の責任でございまするけれども、もっと高い次元で国も関与して、若干の財政援助をするかわりには徹底的に義務づけていくしかもきびしいものにしていくということがなければ、人間の生命の問題にかかわるこういうふた種類のものについては対策としては非常に不十分であるし、感覚的にはやはり航空機事業といふものの発達の歴史の中で、まだまだ前を向いてさらに進むという関係での対策といふ形にはなつておらぬとぼくは思うのですが、政務次官、どこかへ行かれましたか。——今度の新五ヵ年計画の中では、航空機の運航の安全といふ問題について、ただ物理的に整備をするというような形に、しかもそれは飛行場の設備ということがやはり中心になつておると思いますが、考え方としてはそれだ

けでは旅客の生命を完全に保護するという観点でございまして、私は不十分だと思うものですから、そういうことについて政務次官は現在とておられるようが、あるいは空港の保安施設であるとか、そういう施設を対象に五千六百億円という計画をつくっているわけでございます。いまお話を出ました整備の問題は、これは航空会社の問題でございまして、したがいまして、今回の空港五ヵ年計画とは直接関係がないわけでございます。ただ、いま先生のお話のありましたように、整備の問題といふのは、これは航空安全の基本の問題でございますので、私どもいたしましても毎年必ず定期検査、定期の立ち入り検査をやっておりましても、その他随時立ち入り検査をやってきちんと一定の規則に従つて整備はやつしているかどうかをチェックいたしておるわけでございます。

○田中(大)政府委員 運輸省の担当でございますので、大蔵政務次官が答えるのはどうかと思いますが、定期の立ち入り検査をやっておりましても、その他随時立ち入り検査をやってきちんと一定の規則に従つて整備はやつしているかどうかをチェックいたしておるわけでございます。

〔委員長退席、丹羽(久)委員長代理着席〕

第二次五ヵ年計画で五千六百億計上しておりまして、これは空港整備とかあるいは保安あるいはその他のいろいろあります。要は整備員の養成あるいは操縦士の養成ということが基本問題だと思ひます。これがなければどんなことをしてもこればかりはいたしたことにならないというふうに考えます。したがつて、整備員、操縦士の養成こそ基本問題であるならば、これに焦点を合わせていくことが問題でございますので、政府としてはそういうことを中心に今後ともいかなければならぬということを思ひます。

○寒川委員 いずれにしたってこれは金が伴いますので、やはり台所で理解をしないところの問題をことばの上でやりとりしておつてもぼくは解決しないと思うのです。したがつて、新しい計画

はたいしたことにならないというふうに考えます。したがつて、整備員、操縦士の養成こそ基本問題であるならば、これに焦点を合わせていくこ

とにいたしました。そこで、このことについてお答えいたします。

○高木(文)政府委員 航空燃料税のキロリットル当たり一万三千円という税率を案としてお示しを

されました。それで、私は政府を代表いたしまして一応お答えいたします。

○高木(文)政府委員 航空燃料税のキロリットル当たり一万三千円という税率を案としてお示しを

されました。それで、私は政府を代表いたしまして一応お答えいたします。

○寒川委員 大体のことはわかりましたけれども、何か特に不足財源でごろ合わせをしたような

印象が実は強いような気がするのですからお伺いをしたんです。きのうも公明党の眞沼さんから

御質問がございましたように、このことがいかゆる

航空運賃にはね返るということについての質疑

応答を承つておりますが、だいぶ企業側に好意的な判断をされておるような気が私はするわけですがございまして、承知する範囲内におきましては大体

影響するところは八、九%，多くて一〇%，しか

も航空需要の伸び、こういうことになつてしまりますると、金額を算出されるということについて

もう少し合理的な立場で——この程度のことでは

そう負担にもならないし、運賃にはね返つてくることは、申請をされておる実態等から見ますと

べらぼうに高い申請をしておることなどと勘案を

してちょっと理解をしていいのですが、もっと明確に積算の基礎というものが説明をされるとい

るのではないかということが言える。

それからもう一点は、現行の現在あれしておりますガソリンの値段がキロリットル当たり一万円強といふことになつておりますが、その価格と税率とガソリンの値段がキロリットル当たり一万円強といふことになつておりますが、その点はいかがでいらっしゃるかとお尋ねいたします。

○住田政府委員 現在、航空会社から出ておりま

す運賃の値上げ申請は、名目で二三%、実質で

一六%という数字になつております。現在、私どもといたしましては申請内容を検討いたしております段階でございまして、最終的に値上げを認めるかどうか、認める場合に何%にするか、まだ結論には達しておりません。で、今後運輸審議会にもかけて運輸審議会の判断を仰ぎますし、それから企画あるいは物価関係閣僚懇談会にかけるという手続を経てきまるわけでございます。審査にあたりましては、十分合理的な基準で審査いたしたいというよう考えております。

○寒川委員 そういう点はやはり慎重におやりになられませんと、結局こういう独占企業的な性格もございます。事業の料金ということになつてくるいろいろとやはり批判が出てくる。一万三千円という納税額からいたしますと、そんなに上げなくとも、事業の伸びがありますから、しかも事業の近代化に伴つてこういう面では特に合理化が促進しますので、一般の企業的感覚、たとえばタクシー、私鉄等の感覚などと同じような感覚でおやりになると、将来著しい問題が残るのではないか、そういう感じがいたしますので、これはとめておいていただきたいと思います。

それで次に、この税財源を国が十三分の十一を確保して、残りの十三分の二を地方に譲与税として渡す、こういうことをおきめになっておられますするが、このことについても、承りますると何か古い昔からのいきさつがあつて、こういうことにしたんだというようなことも聞いておりますが、こういう分配のしかたをした根拠についてひとつお聞かせいただきたいと思います。

○高木(文)政府委員 撥発油税及び地方道路税はしばしば改正をされて今日の税率の二万八千七百円になっておるわけですが、昭和二十九年、三十年、三十一年、その間におきまして、ちょうど今回の航空機燃料税の税率と同じ一万三千円という時期がございました。そのころから撥油税につきましても譲与税制度があるわけでございます。一方ちょうどその当時に、航空機に使われます燃料につきましては非課税措置がとられる

よくなつたわけでありますので、今回その非課税措置をやめて、そして灯油型のタイプのものも入ってきて航空機燃料税にするということの経緯に入らんがみまして、一べんその時点に立ち戻つて問題を处理してはどうかという、いわば引きさつに非常に引つぱられた感じが強いわけであります。

が、その当時の状態によつて分けるということにしてはどうかということにしたわけでございます。

す。すなわち、昭和三十年の当時、一万三千円のうちの一萬一千円が撃発油税として國の財源とさ

れ二千円が地方の財源とされたわけでございま

して、これは空港の整備事業あるいは保安施設

事業といふものの所要財源と、空港所在市町村の

もそれぞの御主張があるわけでございますが、

私どもといたしましても、それらも伺いました上

で、当時の経緯に最もウエートを置きました、十三

分の十一対十三分の二という割り振りにしたわけ

でございます。

○寒川委員 ぼくはそれはお役所仕事で、性格が

変わった財源を分配をするのに古い道路のシス

テムを採用するということ自体が——ことばの上で

は騒音対策であるとかあるいは保安対策だといふ

ようなことを言つて、市町村はその関連のこと

をやるんだから、前こんな例があるからこんな程

度でよからうというやり方をおやりになつたと思

いますが、私は全くけしからぬと思うのです。道

路の場合でございますると、御承知のように、一

般の人は喜びこそれ、道路ができるのにけしか

らぬというような説をなす人はほとんどないと私

は思います。しかし、航空機が大型になつたため

大きな負担がかかつっているものもあり、そしてま

い率にしかならない、五%以下のものにしかなら

ない。しかし、そういうものは全く別に、騒音

防止対策というようなもので、現に地方に非常に

大きい負担がかかるるものもあり、そしてま

い率にしかならない、五%以下のものにしかなら

ない。しかし、そういうものは全く別に、騒音

防止対策といふのを見ますと、その率は非常に低

い率で見ますと、たとえば先ほど

五年計画だけでも見ますと、たとえば先ほど

五年計画のほうから御説明がありました五千六百億

運輸省のほうから御説明がありました五千六百億

の五年計画で見ますと、その中における地方単

独事業というのを考えてみると、その率は非常に低

い率で見ますと、たとえば先ほど

五年計画だけでも見ますと、たとえば先ほど

か。 う、したがつて、冷暖房費だけは持つけれども、  
あの建物は対象にならない、耐用年数がまだま  
だある学校をつぶしておいて、そんなかってこ  
とを地方の公共団体に押しつけておいて、これで  
いわゆる騒音防止対策でござりますというよう  
な、そういう公害に対する取り組み方、こんなこと  
とが役所でやられておりますと、やはり大企業  
だってその気になって、ほんとうの意味の公害防  
止なんという問題は進んでいかぬと思いますが、  
そういう実例を聞いておるのでですが、ござります

飛行場の周辺における公害防止、騒音防止対策としましては、自治体関係として一番経費を取つておりますのは、何といっても学校だと思います。学校につきましては、騒音防止工事のために学校全体を、たとえば木造の学校を鉄筋にかえるといった場合に、木造から鉄筋になるということによる学交自身の改良とへますか、施設そのもの

がよくなる、こういった面をどう評価するのかと  
いう点につきまして、從来から自治体側と、それ  
からその事業を直接実施しておられます運輸省の  
側とでは、必ずしも意見の一一致を見ていないとい  
う点があつたようですが、この点につきま  
しては、その工事の内容、一級とか二級とかいっ  
たその内容によつて受益の度合いを一応見定め  
て、それによつて一部地元負担をしていただくとい  
うようなことに現在なつておるようであります。  
この点につきましては、これまでの経過を見ます  
と、逐年内容的には改善されてきておるようにな  
っております。

○寒川委員 一部 そういうことが日本語でよく使われるということばなんですが、実態は主体工事の建築費がほとんどで、それに伴う防音の設備であるとかあるいは冷房設備であるとかというようなことと比較すれば、主体工事がやはり大部分なんですね。ところが、文書にしたりことばで言う場合には一部、そのことのために地方公共団体が非

常に迷惑をしておるわけなんですね。といふまでは、もう朽ち果てて建てかえなければならぬといふような時期に来ておる施設であれば、これは問題がないのですよ。ところが十年、二十年使えて建物、今後御承知のように町の問題を片づけようとすると、そういう問題が、公民館であるとかいろいろな集会設備であるとかたくさん出てくると思います。したがつて、そういう問題について、私は自治省がこういう程度で折れたということと合わせて、ほんとうに地方公共団体のことを考えますに、まあ初めてだから地方公共団体の長の希望を入れられたというような感じでおやりになつたのだろうと思ひますけれども、きょうは課長さんでござりますので深くは笑つ込みませんけれども、いずれにいたしましても、この問題も、足らなければ別途一般財源で措置をしていくという姿勢が今後大蔵省になれば、抜本的に解決をしないといふほどこんな感じがしておるわけなんですが、政務次官のこの問題に対する将来のお考え方をお聞きたいと思います。

○田中(六)政府委員 これは地方だけにまかせておる問題ではないし、また国が十分財政的な援助をしてやつてこそいろいろ現実でできる問題でござりますので、その点、国として十分考えていくというふうに思つております。

○寒川委員 最後に、あまり大きな問題ではないのですが、運輸省の監理部長にお伺いしたいのです。

現在、東京の事業団に上のほうの職員が――はり出向という形だらうと思いますが、人が行つておられるわけなんですが、御存じでしようか。○住田(政府委員) 事業団とはどういう事業団でございますか。新東京国際空港公団のことです。――新東京国際空港公団には、設立以来、運輸省のほうから相当の人間が行つております。その中には、公団にずっと残る人もおれば、

○住田政府委員 私がお聞きした範囲内では、八十人近く人が結局将来帰つてくる人だと聞いておるのですが、間違ひございませんか。

○住田政府委員 ちよつとその点詳しく述べるのもありますので、ございますけれども、もし必要があれば、後ほど調べまして御報告いたします。

○丹羽(久)委員長代理 藤田高敏君。  
○藤田(高)委員 私は、通貨調整に伴う為替差損の特別措置を中心としまして、幾つかの租税特別措置法の改正に関する問題について質問をしたいと思います。

順序不同になりますが、まず第一に、住宅対策として今回住宅取得控除制度が創設されておるわけでありますが、これでいきますと、住宅の標準取扱額の一%相当額、最高額二万円が控除の対象になるわけですけれども、これは基本的な考え方の問題としてお尋ねしたいわけです。これは相対的な比較の問題になると思いますが、住宅を建てる能力のある者、住宅を建てたくとも住宅建設の能力いまだなしということで、その他の条件もありますが、いまようけれども、高い家賃を払つて生活をしておる者、そういうものの税制上の均衡をどうは

○高木(文)政府委員 住宅のためにかかりますところの負担というものは、原則としては、これまでの所得税の考え方では、あくまで衣食住につきましては基礎控除でもって考えていくというのが基本的な考え方であることは、申すまでもございません。そこで、從来から問題となつておりますのは、基礎控除の水準が適當かどうかということが一つ。第二は、異常家賃、つまり都會地等におきまして非常に家賃が高いという場合の異常家賃について、特別控除制度を置くべきやしないやといふことが、しばしば御論議の対象になつておるわけでございます。その点につきましては、ほかにもいろいろと、たとえばもうもうの衣食——住だけではなくて、衣食につきましても、異常経費がかかった場合、基礎控除で見きれない特殊なものがあつた場合にどうするんだといふ、いろいろな諸特殊控除の制度をつくつてはどうかといふ御提案がありまして、しばしば議論をされておるわけでございますが、いまのところは、税制のあまり複雑になるのはどうかということであるとか、納税者のお一人お一人について特殊な異常経費がある場合に、どこまで見てもなかなか見きれないという問題があつて、異常家賃について特別の控除制度を設けるということについては、今日まで消極的な考え方で見ておるわけでございます。

今回の住宅取得についての特別措置につきましては、一応は異常家賃控除の問題とは全く別の観点の問題として出てきておるわけでございます。申すまでもなく、一つは持ち家奨励という住宅政策の見地からであり、一つはこのよな景気情勢のもとにおいての景気政策の見地から取り上げられた制度でございますが、これらの制度を今回導入いたしますにつきましては、ただいま藤田先生からお話をございましたように、高い異常家賃を

三年間という額は、いわば住宅標準建築費の一部を見るというほどの額にはなっておらないわけですがございまして、取得後三年間ということの臨時の措置でもございますし、いわば住宅を建てたために借り入れ金、現在家を建てられる方は、いろいろな統計等によりますと、建築資金の七割ぐらいを借りておる、三割ぐらいが頭金になつておるというのが平均的な姿のようでございますが、その借りておる借り入れ金につきましては、いろいろ計算してみますと、一分ぐらいの利子補給を三年間受けるというのに経済的には当たるような関係になっております。そこで、あたかも住宅金融公庫の制度によりまして住宅をお建てになる方に、財政資金あるいは財投資資金をもつて、市中よりはやや低い金利のお金をお貸しする制度がありますとのと同じような趣旨で、利子の一部を、しかも最も最初の三年間だけ軽減するという程度のものでございまして、これによりまして、その納税者の生活費、衣食住の住の部分の一部を軽減するというところまではとてもいかない、そういう意味での経済負担の軽減という意味までにはなかなかかからない程度のものだというふうに考えるわけであります。もちろん税額控除であり、現に三年間で六万円の補助金が出るわけでありますから、結構提案があります家賃控除というようなふうに、経済的には、それはない場合に比べればそれだけ負担軽減になるのは否定できないわけでありますから、そこには本質的な違いがあるものといたしますが、たとえば、想定されております、しばしば議論は、確かにあるわけであり、私どもたいへん気になるわけでございますが、そこには政策上の制度ということで初めて実現せられるべきものと考えます。

どい。いまの答弁を聞く限りにおいては、政策的にこういったものをやつてもやらなくていい。ただ、今回こういった、あとで触れるような大企業に向けた思い切った特別措置をやるために、まあこの程度のものはさわりとしてちょっとやつておかぬとかつこうつくまいというふうにしか聞こえません。また中身もそのとおりです。ですから、私は、この問題については多くの時間を費しませんが、こういった住宅問題は、個々の持ち家をする者から全くほんとうに言いわけ程度の税控除でとやかくする前に、基本的には、主としてこれは都會地になろうと思うのですが、大都市を中心、低家賃の思い切った住宅を国の力で、国の政策として建設をしていく、この立場がやはり大切じゃないかと思うのです。そういう立場を離れて、そうして今回こういう措置をやつた。やる以上は、これはひとつ思い切ってこの控除額を増額をしてもらいたいということが一つ。  
いまの答弁によりますと、いわゆる異常家賃というようなことばが出てまいりましたが、政府は、異常家賃というのは、たとえば二DKでいつた場合に、具体的な金額としてどの程度のことを考えているのかということを二つ目。  
もう一つの問題は、衣食住との関係云々といふこともありました。私は、衣食のところまでは、今は入りません。少なくともこの住との関係だけいく場合は、やはり一定の均衡をとらないと問題が起ってくるのじやないか。検討されたと、いうのであれば、その検討の経緯に基づいて、どういうところまできておるのか。たとえばこの高家賃に対する特別控除の点については、かくかくの理由によつて改正についての手続はおくれてゐるけれども、たとえば来年の税制改正にはそういうものを入れていくという方向なのか、それとも、別の理由によつてそういうものは控除の対象としては考えられていないという方向なのか。そのあたりのひとつ検討の経過を聞かしてもらいたいと思います。

方では、先ほど申しましたように、住居費といふものは生計費の中の基本的部分であり、そこで税法上どういうふうに見ているかといふと、基礎控除程度で考えられている、あるいは配偶者控除なり扶養控除なりの制度で見られておるというふうに考えております。したがつて、今後におきましても、住居費を特別控除という形で考へることには、いまのところ私どもとしては適当でないのではないかと思つております。ただ、しばしば問題になりますのは、私どもが考へているというよりも、各方面から税制についての改革意見が出ますに非常に異常家賃という現象がある。一般的には、各方面から税制についての改革意見が出ますに非常に異常家賃といふ現象がある。一般的には、基礎控除で十分まかない得るかもしれないけれども、特殊な地域において、住宅が逼迫をしておるために非常に高い住宅費を払わなければならぬ事情にあることも否定できない。したがつて、ある地域の納税者が、基礎控除ではとうてい見されない、あるいは配偶者扶養控除等では見きれれない非常に高い家賃を払つてゐる場合には、特別控除としての家賃控除という制度を置いてはどうかという御提案が、各方面から寄せられるわけでござります。そのことを先ほど申し上げたわけでござります。そういう意味でありますと、現在私どもが幾ら以上であれば異常家賃と考えているのかといふことのお尋ねがございましたけれども、私どもとしては、その家賃を特別にいまのところ考へえるつもりはいわばないわけでありまして、住みならず、食についても衣についても、異常といふことはあり得るわけでありますので、そのうちの特定部分についてだけ異常といふものを控除制度まで取り上げるということは、適当でないのではないかというふうに思つておるということでござります。

委員会においてもしばしば出された意見である。そういうものを前提にして大蔵当局も検討を加えてきたというのが、前段の答弁だったわけです。いまの答弁を聞くと、異常家賃の問題についてはそういう特別控除をする必要はない、こういう答弁になつて、変わってきたと思うのですが、これははどういうことなのか。私がお尋ねしてるのは異常家賃というのは、たとえば——検討してきたというのであればですよ、異常家賃という概念は、たとえば二DKの場合ほどの程度という一つの基準があるんじゃないのか。そういうのを中⼼として特別控除の問題についてひとつ見解を聞かしてもらいたい、こう言っておるわけです。私は、その額を聞いてから言つたらいいのかもわからませんけれども、異常家賃というに匹敵するくらい、都会地で住んでおる者の家賃というものは、私は非常に異常な高い家賃だと思つておるわけです。そういう点からいえば、今回の住宅取得価格に対する特別控除をとる以上、それ以下のいわば家を持ちたくても持つことのできない人たち、そういう人たちの住宅対策として、均衡のとれる税制上の措置を講じることは当然ではないかと、こう言つておるわけですから、その点についての見解を聞かしてもらいたい。

○高木(文)政府委員 最初のお答えと二回目のお答えがちょっとごたごたいたしましたが、私が申します趣旨は、かねてから異常家賃については何らかの措置を、特別控除制度を設けてはどうかということについての各方面からの御要望がございました。そこに今回、新築の持ち家住宅についての政策的な制度にせよ、税額控除制度を設けてはどうかという御提案がありましたが、新しい政策的な持ち家控除制度を採用するあたりましては、当然從来からありました特別控除についてのいろいろな御要請等の関係はどうなるかということにについての比較考量はいたしましたという意味で申し上げたわけであります。それだからといつて、そのことの結果として、持ち家政策についての新しい制度を採用することと関連をし

て、新たに異常家賃についての特別控除を将来において設けることとする方向で検討しているということではないわけであります。

○田中(大)政府委員 異常家賃の定義というものの、は、それは異常家賃ですから、異常で、しようとら、一がいにはなかなか答えられないのが真相だと思います。それは非常に幅が広く、バラエティーに富んでいるから、これはつかみにくいのではないかと思いますが、異常家賃の二DKが幾らかとすればりと聞かれても、それぞれ家主さんの需要供給の関係でなかなか見つかりにくいうことが異常家賃の性格だと思いますので、これから十分検討して、今後お答えしたいと思います。

○藤田(高)委員 恥の上塗りということがありますが、あまりよくない答弁の上塗りをするようなことは、やらぬほうが私はスマートだと思うのですよ。そういうやりとりをしておつもしかたがありませんが、私は、異常家賃ということより

の検討なんかは全然やつてないということをいよいよ答弁から裏づけておると思うのですよ。主税局長ほどの頭のいい人が、私の質問をしておることに対して、ほんとうに検討しておるのであれば、そのものばりでお答えができるはずですよ。三回やっておるのに、異常家賃とは何だとあなたの口から出てこない。異常家賃の、たとえばD.K.K.だつたらどれくらいになるんですかという相場を聞いても、答えが出てこない。これは数字に強い大蔵官僚としては、検討してない証拠ですよ。私は、そういう点で、やつてなければやつてないとすなおに言つてもらいたいと思うのですよ、何とかぐるぐる回つてその場のがれの答弁をするということではなくて。ですから、これは私はまた続いてやるわけですから、住宅問題だけに限定して考えた場合に、その均衡のとれる、私が指摘しえる均衡のとれる対策をぜひとるべきだということを強く要求しておきます。これはぜひ具体的に、税調においても、大蔵当局においても、次の施策として少なくとも具体案が提示される。そういう検討を約してもらいたいと思う。その見解を聞いて、私はそろそろ次の質問に移りますが、場合によつたら——どうですか政務次官、そこらになると……。

も軽減することによって住宅の建築を促進しよう  
という、まあいわば誘引的目的のための税制でござりますので、それと特別控除としての制度とはちよつといわば面が違うのではないかということを先ほど来繰り返し申し上げているつもりなんですが、そういう意味におきまして、いろいろの特別控除の一環として特別控除制度をとることがいいかどうか、そのもろもろの特別控除の中の教育費控除であるとか、いろいろなものとの関係上、特に住居費についての特別控除を設けるべきことがいいかどうかについて、今後とも検討しなければならぬことは申しますでもないことでございますけれども、この新しい特別控除として御提案申し上げております取得控除制度との直接の関連はないのではないかと私は考えております。

賃、そういう家賃で生活しておる者に対しては、今回のこのような特別控除制度が出てくる以上、それとの均衡においてどうあるべきかという政策的なものが出てくるのが当然の筋ではないか、そういう観点から、ひとつこの点は具体的な検討をされることを要求しております。

○高木(文)政府委員 その点はぜひひとつ御理解いただきたいのは、今度の制度といまの家賃控除制度は、私は話はつながらないと思います。と申しますのは、家賃の問題というのは経常的な生活費の問題でございますから、その問題と新しく家を建てるということに伴う臨時の負担の問題とは別の問題ではないのか。でございますから、私が申し上げたいのは、取得控除といふことで政策的に取り上げられましたけれども、それが取り上げられた以上は、何らかの意味において從来から問題になつておる家賃控除制度、それとの関連において取り上げるべきではないかという藤田先生の御指摘につきましては、私どもは、そういう角角度の関連性はないのではないか、この住宅の取得費控除制度といふものは、生活費の一部を見ましょうという、そういう制度ではないのであって、新しく家を建てるごとに伴う臨時の負担増を多少と

法律上の概念をもつてする場合、十年なんというものを想定して法律というものはつくられるものでしようか。それともまた、この租税特別措置がこういう形で「当分の間」とうたわれたときの法律概念としては、期間的にはどの程度のものを考えていたのか。これをひとつ法制局の見解を聞かしていただきたい。

○藤田(高)委員 総合的な見地から検討する、こういうことですから、それはそれでとどめておきましょ。今回のこれとは直接的な関係がないしかし、直接的に関係がなくとも、間接的に関係のある場合もありますし、そこらの関連については時間の関係もありますから省略しますが、結論として、さつき言つた総合的な立場からこのことをも関連をさして検討する、こういうことに理解をおきますが、よろしいですね。

〔丹羽(久)委員長代理退席、木野委員長代理着席〕

それでは続きまして、為替差損の特別措置について質問しますが、午前中の堀議員の質問とともに連いたしまして、私、これまで順序不同になりますが、今回の特別措置の期間が十年になつていますがね。これはまず法制局の見解を聞きたいわけですが、午前中論議になりました総則第一条の趣旨に基づき「この法律は、当分の間」何々何々の税金に対して軽減もしくは免除し、「又はこれらとの税に係る納税義務若しくは課税標準若しくは税額の計算若しくは徴収につき」いわゆる特別控除するとか免除する、こうしたことになつておるわけですが、法制概念としては、どうでしょうか、「当分の間」というものは、日本人的な常識、

り越しが行なわれる期間としては相当長期にわたっていますけれども、この制度を適用する期間といたしましては、ただいま申し上げましたように、昭和四十七年から始まり、三年間といふことになつております。ただいま藤田委員の御質問の「当分の間」というのは、一般に法律通念としてどのくらいの期間かという御質問でござりますが、法律で「当分の間」という形で一定の制度を規定をいたします場合には、その「当分の間」という規定が廃止と申しますか、その規定が削られない限りは、その制度としては残るということになります。その結果といたしまして、「当分の間」ということで出発をいたしまして、その結果、長きは十年あるいは二十年近く「当分の間」ということで制度が存続しておる例もございます。したがいまして、この「当分の間」として規定をするのは一般にはどのくらいかということになれば、これは規定をする当初におきまして一定の期間を限定することができないような場合、その後の情勢の変化によつてあるいは短期間で廃止することもあり得る、しかし、いま直ちに三年間とか五年間とかいうことを将来を見通して規定をすることができない場合、その場合に「当分の間」ということで規定をいたすのが、通常の立法の形でございます。

日以降のその事業年度を含む決算処理として、十年先の為替差損がこの收支決算の中に影響するということですから、これはあたかも一見すると二年か三年かの暫定措置のように見えるけれども、実質的には十年先のこととも——実際の効果の面としてあがってくる場合は、十年先のことをやるわけですから、この制度は、中身の問題として、十年間の適用だということが一つ想定されていよいよ理解することのほうが、私は常識じやないかと思うのですが、そこはどうでしょ

○高木(文)政府委員 ただいまの御指摘は、六十八条の二の三項で、今回換算がえをしなかつた場合の長期外貨建て債権につきまして、それを企業会計上換算がえをしないでおいて、税務上それをいわば一時の損金としてみなす、それを何年で取り戻すかという問題でございますが、これは三項が、法人税法の原則が欠損金の繰り越しは五年である。これは本法が五年でございます。その本法が五年であるのを、特例であるから十年にしますということをございますので、ややこの法人税法の議論について、私は二年だつたら二年、あるいは三年というもので期限を区切つて措置することが、こういったものを考えてやる側の立場からいつても最も当然ではないかと思うのです。そういう点で、この十年というものをもつと期間を短縮してこの税制改正をやるお考えはないかどうか、主税局の見解を聞かしてもらいたいと思いま

○高木(文)政府委員 ただいまの御指摘は、六十一条の二の三項で、今回換算がえをしなかつた場合の長期外貨建て債権につきまして、それを企業会計上換算がえをしないにおいて、税務上それをいわば一時の損金としてみなす、それを何年で取り戻すかという問題でございますが、これは三項が、法人税法の原則が欠損金の繰り越しは五年である。これは本法が五年でございます。その本法が五年であるのを、特例であるから十年にしますということです。そこで、ややこの法人税法上の技術的な規定なでのございまして、いわば特例法としてはどこに特例の意味があるかというと、こういう特例がなければ、その繰り越し期間は五年である。その五年を倍というか、あと五年延ばすという、そういう意味で十年とするということでございますので、もしこれを、十年では長過ぎるから、あまり先のこと過ぎる、時代の変化が早いのだからそんなに長くてはいかぬ、たとえば四年なり五年なりいいではないかということが御趣旨であれば、現行法人税法が五年になつて、いるわけでございますから、例外規定を置く必要はないということになるわけでございますが、多少例外規定を置いて企業の運営をやりやすくするかというのであれば、現行の五年を倍の期間にするという考え方で、三項では十年にしているという趣旨でございます。なお、これを十年にいたしました実は直接の、どうして十年にしたかというのには、きわめて具体的には、いわば先例に従つたわけでございまして、今回の改正法で削除するが、こういったものを考えてやる側の立場から、いつでも最も当然ではないかと思うのです。そういう点で、この十年というもののもと期間を短縮してこの税制改正をやるお考えはないかどうか、主税局の見解を開かしてもらいたいと思います。

ことになつておりますが、昭和三十六年に硫安のメーカーが、輸出硫安につきまして非常に大赤字に対する特例措置というのがちょうどいまから十年前にとられたことがあるのですが、そのときのやり方が今回やり方とかなり近似したやり方でございまして、そのときにも繰り越し期間を五年から十年にした。いわばその先例にならつたといふようなことでございます。

○藤田(高)委員 私はその点は本会議質問の中で触れたところですけれども、戦後この租税特別措置法ができ以来、十年という期限をつけたのは、いまはしなくも局長が答弁をされた硫安化學のこの関係だけなんですね。いわば異例中の異例ですよ、さつきの異常家賃じゃないですかれども。そういう異常中の異常といふようなもの、そういうものを前例にしてこの種の特別措置を講ずるということは、私は、法律をつくるたてまえからいっても適正ではないと思うのです。私は、むしろ、そういう前例があつたからつくったというのではなくて、もつと別の質的な意味における、いわゆる為替差損を受けておる業界なり企業の側の具体的な要求に基づいて、それにこたえていつたと、こう思うわけです。そうであるとするならば、その要求というものは、客観的に見て合理性があつたのかどうか、それは何であつたのか、この点についての答弁がなされないと、三十六年、いまから十何年前にやつたから、そういう例はなまきにしもあらずだといったようなことでいくんだつたら、本来的に暫定的なものとして取り扱われるべき租税特別措置というものが、いわゆる本則の当分の間といふ概念によつてやられるべきものが、異例中の異例の一一番極端に言つたら、いか悪いかという面からいけば悪い条件に右へなまえするようなことをやることは、私は、立法者の趣旨、立場からいって、これは善良な国民のや

ることではないと思うのです。その点についての説得力のある理由というものを説明してもらいたいと思うのです。大体、租税特別措置なんといふものは、これはやらねでいいんですよ。本来、やならぬでもいいものををするするそのワクを広げていく。そうして期限も最初は二年か三年のものであつたものが五年、そして今回のような場合は十一年、こういうでたらめなことをやることは、よくないと思うのです。そういう点では少なくとも法人税なら法人税の本法にある限度内にとどめるということだが、妥当じやないです、実際の会計処理の面からいっても、私は、そこは無理でない要求であり、質問だと思うのですが、どうですか。

○高木(文)政府委員 先ほどちょっとお答えいたしましたように、ただいまの十年という期間は、あくまで課税の特例によって一時に計上しました税務上の損金額を何年で取り戻すかという期間の問題でございます。そこで本則は、本則といいますのは、租税特別措置法の本則では五年になつているわけでございますから、御指摘のように、本則どおり五年間で処理を済ましてしまえといふことであればそれが終わりといふことになりますが、それについて特例を設けるということになれば、やはり最近の、このような措置をとらなければならなくなつた企業の実態といふものから判断をするわけでございますが、長期の外貨建て債権を持つております企業というのは、つまり延べ払い輸出をした企業でございます。普通の輸出企業と違いまして、長期延べ払いの輸出をした企業でございます。したがつて、延べ払い期限というのも、非常に長いことになつておるわけでござります。たとえば造船の場合は、大体延べ払い期限がたしか七年でございましたか八年でございましましたかになつておるわけでござります。したがつて、そういうことも考慮いたしますと、その十年処理という形は、藤田先生御指摘のほどには不当な処理だということにはならないのではないか。もともとそのその債権が長期債権でございますか

ら、そしてその長期といふ程度が、最近の造船等の説得力のある理由というものを説明してもらいたいと思うのです。大体、租税特別措置なんといふものは、これはやらねでいいんですよ。本来、やならぬでもいいものををするするそのワクを広げていく。そうして期限も最初は二年か三年のものであつたものが五年、そして今回のような場合は十一年、こういうでたらめなことをやることは、よくないと思うのです。そういう点では少なくとも法人税なら法人税の本法にある限度内にとどめるということだが、妥当じやないです、実際の会計処理の面からいっても、私は、そこは無理でない要求であり、質問だと思うのですが、どうですか。

○藤田(高)委員 これは、事業経営をやつたり商売をやつたりする立場からいけば、損をしたり得をしたりすることはあり得るということはあたりまえのことなんで、損をしたからといって、その契約期間が七年だったから、八年だったからといふことで、その業界だったら業界の損失期間にさか立ちしておるんじやないか私は思うのです。私はそういう意味で、これまた、この面にだけ時間をとるわけにはいきませんが、これはちょっと保留しましよう。保留して次に進みまして、なお理事会あたりでも、私はできればこの種の問題は検討してもらいたい。これは、社会党だから、自民党だからといふことでなくて、われわれやはり、現在ある法律は、たとえば悪法であるけれども、そこにひな壇に坐つておるお内裏さんとは違うのだから、これはきちっとやつてもらわぬといかぬと思うのです。これはまじめな意味で、委員長、どうでしよう。

○木野委員長代理 定足数の問題につきましては、理事会でも確保するといふことで話がございましたし、また齋藤委員長からも皆さん方にも話がありましたが、そのことにつきましては、私どもとしても十分その趣旨に沿つてやつてまいりたいと思います。ただいま集まりますので、ひとつ統合する間に問題を扱うといふことは、取扱う期間の問題としても、きわめてこれは不都合な税制改正ではないか。ですから、私の強い要請としては、少なくとも本法以内の期限にこれは限界すべきだ、この点についてはひとつ当局、主税局としてもぜひそういう面に沿つて法律 자체の修正をやつてもらいたいということを注文します。

○藤田(高)委員 それでは私、協力する意味において審議を続行いたしますが、注文つけておきます。十分以内に定足に達しない場合は、私は質問を保留して質問を中止します。委員長、よろしいですね。

○齋藤委員長 承知いたしました。

○藤田(高)委員 それでは質問を続けますが、今回の措置によって、俗に減税メリットといわれておるのは、総額でどの程度あるのか。その前に、特別措置の対象となる差損額の推計額、これほどの程度か。それを土台として、今回の税制改正による減税メリットほどの程度か。また、それ全體に対しても、特別対象分を半分くらい見ておられます。そんな関係もありまして、税額として

関連をする法律を審議する分野が多いといふ關係で、他の委員会と違つて——私はかつて商工なり社労にもいつたこともありますけれども、これだけ法案そのものの内容について真摯な検討、法案自体の正攻法としての審議をやつておる委員会というのは、あまりないようになります。かつての小林法務大臣じやないけれども、与党は、予算案さえつくつておけば、あとは寝てようどうしようと、時間がきたらその法律は上がるんだということです。これは、ものの考え方として、ほんとにさか立ちしておるんじやないか私は思うのですが、私はこれを重大な問題だと予算案さえつくつておけば、あとは寝てようどうしようと、時間がきたらその法律は上がるんだという考え方方が、言わず語らずのうちに与党議員の中にあるとすれば、私はこれは重大な問題だと思う。われわれだって、そんなあほなもののが考えられる上に立つて野党が質問をする、こういう条件の中で質問する責任はないと思いますよ。これは委員長、失礼ですが、そこにひな壇に坐つておるお内裏さんとは違うのだから、これはきちっとやつてもらわぬといかぬと思うのです。これはまじめな意味で、委員長、どうでしよう。

○木野委員長代理 定足数の問題につきましては、理事会でも確保するといふことで話がございましたし、また齋藤委員長からも皆さん方にも話がありましたし、また齋藤委員長からも皆さん方にも話がありますが、そのことにつきましては、私どもとしても十分その趣旨に沿つてやつてまいりたいと思います。ただいま集まりますので、ひとつ統合して質問してください。

〔木野委員長代理退席、委員長着席〕

○藤田(高)委員 それでは私、協力する意味において審議を続行いたしますが、注文つけておきます。十分以内に定足に達しない場合は、私は質問を保留して質問を中止します。委員長、よろしいですね。



ができるということによる金利メリット、それを八分五厘で計算してみると四百三十億になる、こういう数字でございまして、この特別措置のメリットが千六百五十億プラス四百三十億ではないのでございまして、そもそも企業にいかなる場合でも損がありました場合には、それがもともと赤字であればだめでございますけれども、本来所得があるのであれば、それがそういうことによつて所得から消えてしまえば、それは法人税は納める必要がなくなるわけでござりますから、その分について、これは租税特別措置の効果というわけではなくて、現行法人税法上の仕組みから出る分だけである。四百三十億のほうは、租税特別措置法を御審議願つている過程の上から、一応計算上でございますが出てくるメリットであるというふうに分けることができるというふうに思うわけでございます。

○高木(文)政府委員 ちょっとともにさかのぼつて御説明させていただきますが、これは外貨建でござる貿易を企業としてどうぞ取扱うべきかをめぐる問題であります。たゞ、いわば十年先の為替差損額を、私は十年も繰り上げて処理する積極的理由はなくなると思うのですよ。結局十年繰り上げてやるということは、これはことばをかえて言えども、私は法人税の納税の繰り越しになるのじやないかと思うのです。そういう性格を持つてくるでしよう。その点はどうですか。

いろいろな会議で、いろいろな意見が出て、いろいろな議論がなされたことは、御承知のようにあります。そこで、短期の外貨建ての債権債務について、企業会計審議会のほうで、一応原則がきめられました。そこで、短期の外貨建ての債権債務については、期末に新しいレートによって換算かえをすることを強制的に行なわなければならぬといふことになっております。したがつて、損益は二月二十日を含む事業年度末において、企業会計上全部実現をする、こういうたてまえになつております。ところが、長期の外貨建て債権債務については、企業会計審議会のほうではいろいろきましては、企業会計審議会のほうではいろいろ

議論の末、債権について、必ずしも期末に一時にして今回とられたわけでございます。問題は、もとより申し企業が一時に長期外貨建て債権債務につきまして換算を行なつてもよろしい、そこは企業の自由にまかせられるというのが、企業会計の原則となりましたが、それぞれの債権の決済時がまいりませんでも、期末に一べんに損を立てることができますから、配当等の処分は一切できないとするわけでございます。ただ、損を立てました場合には、問題は企業会計上損になりますから、商法なり企業会計の原則からいって、利益がないわけになりますから、配当等の処分は一切できないということになつてまいります。それは今後これら的企业が仕事を続けていきます上で、配当もできないというふうになつてまいりますと、次の金融問題その他に支障がくるといふことがありますので、企業はそれを一轍に損を立てることが企業会計上可能であつても、しないでそれを損にしてないで、そのまま、三百六十円のままで期末に計上しておく。そうしますと、いわばその部分に關する限り一種の、ことばは悪いのですが、架空の利益のようなものが出てくるという関係になりますが、架空の利益のようなものが出てきましても、それをベースにして配当等を行なつても差しつかえないのだというのが、今回の企業会計のほうの考え方でございます。

しかば、それについて坦率力があるかどうかといいますと、実は会社の実態としてはそれだけもうすでに赤字になつてしまつておるものですから、実態はもうすでに赤字になつてしまつておりますものについて、はたして換算をしないといふことを前提にして法人税なり事業税を納めるということにするかどうか。普通の原則でございますと、法人税は、企業会計上の経理原則の上に乗つて計算したものについて法人税を納めるということになっておりますから、やや偽装であらうと架空であらうと、企業会計上黒字であるならば法人税

を納めると、いうのが原則であるわけでござりますが、しかし、実態はそうでないということに着目しまして、今回の租税特別措置の規定によつて、税のほうでは税務申告上それを調整することを認めます。つまり税務申告上、それを三百八円なり何なりに換算かえしたのと同じことをしてもよろしいという規定が、この規定でございます。

そこで、先ほど來の減税効果の問題でございますけれども、千六百五十億という場合は、これはもし企業会計上、換算をいたしまして全部赤いままにしてやりましても、これは実態は赤なのでござりますから、法人税を納めなくていいわけでも、いかなる企業がどのような種類の損を出しますとしても、その四〇%なり四二%なりは、現在の制度では法人税、事業税を納めなくていいことになりますから、その意味で各企業がこうむりますた損は、どんな種類の損であつても――決して為替の損に限りません、どのような種類の損であつても、これは結果的には国庫なり地方財政なりの法人税収、事業税収の減という形になつてはね返つてくるという形になつておりますと、その額が千六百五十億ということになるわけでございます。

四百三十億のほうは、企業が決算上といいますか、企業の会計上は、換算をしないで、それでもつて黒字のまま出しておりまして、しかも税務上は申告調整で一挙にそれを赤字として計上していくということによつて、普通の法人税であるならば、法人税法の原則からいならば納めるべき税金を認めないでいい。そして、あとで具体的に債権の決済日が来ましたときに、それを益金に繰り入れて、その段階で納めることにするということによる金利メリットが四百三十億ある、こういう關係でございます。

○藤田(高)委員 法律というのは、一般の国民、これはもうものさしの當て方にもよりましようけれども、大体義務教育を終えた者が、税法に限らぬ、國の法律を読んで、それがわかるような法律をつくるというのが、立法者の立場でなければいけないといいます。

かぬと私は思うのです。とてもじゃないが、これは専門家が説明してもああいうことですから、これは正直つてむずかしい。むずかしいというよりもややこしい。ややこしいというのは愛媛の方言かもわかりませんけれども、その点はもう少しうながしに、この特別措置を講ずることによって為替差損を超えておる業界、会社にとってはどういう恩典なり利益があるかというものに集約すると、一つは減税メリットと称する——先ほど十億の利益があつた場合に、法人税でなければ四億六千万納めなければいかぬ。ところが、今度のこの税制ができたことによって、たとえば五年先であろうと十年先であろうと、為替差損を持つておれば、それを今期の決算にぼうり込んで、そうして差し引きすれば、たとえば十億と五億の関係でいえば、二億六千万だけは法人税を納めなくていい。納めなくていいということは、それだけ自分の法人税が繰り越されるということですからね。そういう意味の減税のメリットがあるということが一つですよ。これがなかつたら、私は、極端に言つたら、こんなややこしい、こむずかしい特別措置なんか正直つてやめてもらいたいと思うのだ。そのメリットがあればこそ、業界が、いわばそのままあるいは半分を補助金みたいな形で補てんをしてくれという要求が出たのを押えてきたのも、そのメリットが大きくなるからだと思うのですよ。それと、先ほどから銀行局長も答弁のあつたよな、その間の資金運営上の操作による金利メリットですね、金利上のメリットが四百三十億になるか五百億になるからぬけれども、そのメリットがあればこそ、こういう租税特別措置をつくったのだろうと私は思う。こういう基本的な法律自身のねらいと性格というものがはつきりしなければ、審議は前を向いていいかないのですよ。そこでのところをあたかも税制上こんなものをつくつたって業界にはそういたいしたプラスにならぬのだといふことを何かでカムフラージュしようとするようなら、そういう態度なり考え方方が主税当局なり大蔵

当局にあるから、ますますもつてこの税金の性格というものがわかりにくいのじやながろうか、私はこう思うのです。その点、私も少しくくなつたかもわからぬけれども、突き詰めて言えば、その二つのメリットがあると思いますが、どうですか。

○藤田(高)委員 私のきょう質問したい各般の事  
ないというその期間のずれと、金利メリットがあ  
るからという点が、この制度のメリットである、  
まさに先ほど来先生がおっしゃつてあるように、  
その間の金利メリットがメリットであるというふ  
うであらうかと思ひます。

○高木(文)政府委員 業界のほうから途中の過程で御要望がありましたのは、こういう制度ではございませんので、損金について一部税額控除を認めようということをございます。つまり補助金といたることでござります。それはとうてい認めがたいということでござります。その分は、これは繰り返し申しますが、何も特別措置がなくても、これは減税のメリットではない、特例のメリットではない、およそ片方において十億のところで、五億の赤字が出れば税金が減る、その分は、これは繰り返し申しますが、何も差し引きされてその五億についてだけ税金を納めることになるわけでござりますから、それは普通の法人税の原則でございまして、何ら特例のメリットではないということは、先ほどおっしゃつたとおりであります。

メリットは、おっしゃるとおり、法人税において、会社の決算の上では黒字のままにしておいで、そうして税務申告で赤字の決算をすることによって、会社決算と税務申告とをずらすというところにメリットがあるわけです。というのは、本來ならば、会社決算上も、損があるのでから損を出してしまえば簡単のようですが、けれども、資金調達その他の都合上、一ぺんに損を出し、配当を全くしないというようなことになりますと、企業の面に差しつかえるということで、現在の企業では、それは企業の運営が非常に困難になりますから、企業会計の上ではあくまで黒字として配当可能なようを持つていきたい、しかも実質は赤字なのだから税は納めたくないというところをどう調整するかというのがこの制度でございまして、企業会計のほうで黒字を出しているといたしまして、おかつ法人税を納めてい

主税局長の答弁との間にはどうしてもまだ認識の項をやつておりますと、この点についてはやはりあります。私は、この法案に反対であります。うとなからうと、その基本的な性格がこの租税特別措置をつくる、私としては、最大の目的はそこにあるのじやなかろうかという点がすれておるわけです。認識が一致しないわけです。ですかから、これはあとで少し時間をかりてやりたいと思ひます。

局長の答弁を聞きますと、配当の問題が再三出でてきますが、私は、配当の問題は、それぞれの企業が差損を生じておるこの適用を受ける会社の決算政策上の問題としてこれは考慮すればいいことだと思う。そこまでわれわれが考えなくとも、これによつて法人税がどのようにそれぞれの企業においてプラスになるかということになれば、先ほどから一、二回引例したように、差損の繰り上げ計上によって、実質的には法人税の繰り越しを行なうことが生じてくるわけです。そのメリットがなければ、先ほどから答弁のあった金利上のメリットだけだつたら、この程度の特別措置はやらなくてもいいんじゃないかと私は思うんですね。私の言つていること、わかりますか。黒板でもあつたら非常にようわかるんだが、いやほんとうに私、正直言つて絵をかいてきておつたのですけれども、絵をかいてこなくてはいけない。私の言つていることは、もう一べん言いますと、五年先でも十年先でもいい、ことしの三月期決算でかりに十億の利益があるとするとして、それをつとそれに対する法人税は、これはまあ數字で四六億六千万の法人税を払わなければいかぬ。ところがこの特別措置の法律が制定されることによつ

で、五年先であろうと十年先であろうと、その為替差損の分がその期で決算ができるわけでしょう。これ、いいですね。そうですね。そうすると、かりに五億としますと、十億あるところに五億の差損が入りますから、差し引き利益は五億、そうするとその五億に対する税金は半分の二億三千万になる。結局その二億三千万の分だけが、ここに繰り越しされる、これはそうなるでしょう。それがならぬというんだったら、この法律はならぬと言つてください。そうしたら私の考え方変えますから。そうなるというのがこの法律の趣旨ですよ。そういうことであるならば、明らかにこれは、法人税をことしの三月期決算に四億六千万払うところを、私の例がら言えば、二億三千万だけは次の期に繰り越しされるわけですから、これは猶予されることになるんじゃないですか。これがいわゆる俗に言つておる減税メリットというものであつて、その点を、この為替差損を受けておる業界なり企業体といつものは、そのことを含めて政府のこの案にいわば妥協したのじゃないか、こういうことを申し上げておるので、私の説明のほうがうんとうるうとわかりするんじやないかと思うのですが、どうでしようかね。

て、それは短期の債権債務、つまりすぐ、一年以内にそれが実現するようなものについては、これを三百八円に換算がえをして計上しなければならない。損を出してしまわなければならぬ。これは強制するのですが、長期のものについては、一挙に計上しなくともかまはない、どちらでもよろしいということにしてしまつておるために、私も非常に説明がしにくいわけでござります。

そこでは、本来それが債権を換算がえすべきものであるんだ、長期のものについても本来換算がえをすべきものであるんだというような前提に立つて考えますと、先ほど来藤田先生おっしゃつておられるのはちよつと違ひまして、それならば、もう企業会計上損が出てしまつておるわけですから、これはもう税法上のメリットでも何でもなくなりまして、当然落ちることで、何もメリットといふものは残らないわけでござります。それをそういうではなくて、そこが自由になつておつて、しかもそこから先が二つに分かれ、企業会計上は黒にしておいて税務申告上は税金を納めたくない、こういう二律背反のことを一ぺんにやろうとするものですから、非常に御理解が願いにくいのだと思いますが、先ほど来先生が例引されておりますように、ある十億なら十億という所得があつて、そうしてここに五億の差損が出たというような関係ではプラント輸出をしております企業とかいうものは、先ほど来先生が例引されておりますように、ある十億なら十億という所得があつて、そうしてここに五億の差損が出たというような関係ではなくて、平常年度における一期一期の所得から比べますと、もっと非常に大きな、実はもし一ぺんに計上するとすれば、それをもつとはるかにこえる損が出てしまつております。ですから、その十億が五億に減つたとかというような関係には計算上ないわけでございまして、問題が混乱しておまりまして、それをうまく説明できませんで申しわけございませんが……。

それで根っことは、その企業会計のほうでは益を出したままにしておいて、そうして税務のほうでは、その額を一挙に換算したものとして税務申告

上だけ損を立てる。そうして税務の計算の上では、赤字になりますから法人税を納めなくていいという計算になる。そういうテクニックを使っておりますんですから、非常に御説明がむずかしい。これはよほど企業会計なり会社経営なりの専門家の方でもなかなかむずかしいということになつておるのでございます。そこは実はわが国の場合でも、こういう為替変動というの過去においてあまり例がないことでございまして、企業会計審議会も昨年の九月十二日まで、実に十数回にわたつて斯界の権威が大せい集まられてさんざん議論の末落ちついたようでございまして、その企業会計のたてまえのことについては、私ども自身もよくわかりません。一応結論が出来まして、しかし企業会計上一べんにそういうふうにすることはどうしても会社運営上困るという実情はわかるようない立場でございますので、それを認めながら税は納めなくてもいいということにしたわけでございまして、それではあまり大きめたメリットではなもわかるのでございますが、それはしかし、会社の経営の立場から言いますと、配当はできるし、しかし法人税は納めなくて済むというのは、やはり相当のメリットとして受け取られているようでございます。

○藤田(高)委員 いまの主税局長の答弁を開きまして、この特別措置を講じることによって、為替差損を生じておる業界なり会社に対するメリットではないかといふのは、私が言っておるのじやないのですね。私は、この二つのメリットがあるじやないか、だから差損を生じておる業界なり会社は、いわばストレートで差損分を全額めんどうを見てくれぬかという要求はあつたけれども、その間の妥協があつたんだと言つておるよう、あえて二つに分ければ減税メリットといふもの、これはさつき私は、四億六千万と半分の二億三千万の例をとつた、こちらのファクターですね、それと資金運営上の、金利上のメ

リット、この二つがあるから、こういう税制改正をやる理由というものがあるんじやないかと、一方のほうはあまり強くないんだと言うから、そ

れがあるようですが、実際言うと、この種の質問だけをやることよりも、もつと政策論としてこの

種の論議をすることのほうがより実は大事なんですかね。大事だけれども、どうしてもがつちり歯車

がかみ合わないですから、この分はひとつ留保しますが、私は二つのそういうメリットがある、そ

こまでなぜ、極端に言えば国の政策の失敗、それで事業をするものは、特に貿易をやるような業界

というものは、それはもうけるときばかりじゃなく、國內だって損をすることがあるんだからね、

対して、こういう特別措置を講ずるということが

あるという点については覚悟の上です。そういう業界

の何%かにするという政令によってきめようとしておるわけですが、これは額で抑えるのですか何

で押えていくのですか、この点ひとつ知りたいと思ひます。私の積極的な意見としては、むしろ

下のほうの、二百億も三百億も損をしたという大企業よりもその下請会社として貿易産業に従事し

てきた中小零細企業の、たとえば三千万なのか五千

万になるか知りませんが、今回の円の切り上げによつて損をした小さいところほど、下限ほど、

極端にいえば一千萬であつても五百万であつても

めんどうを見るというような配慮がこの税制の中にあるのかないか。当然その配慮はあるべきだ

と思うがどうかということが第三点。

それといま一つの問題は、きょうは大蔵大臣はいませんが、次官がいるわけですけれども、これ

は一度せひ前の福田大蔵大臣にたださなければいけぬと思うのですが、円の切り上げの問題につ

て、かつて大蔵大臣は、沖縄国会だつたですか、あの時期に大蔵委員会でわれわれが質問したとき

に、ほんとうのことなんか言えますか、ほんとのことを言うのはあたりまえじやないかという発言があつた。私はこれは重大な政治責任として前大蔵

大臣の責任を追及したいと思うのですけれども、これから質問することについて、私はそういう態

度で——次官はそんなことはないと思うけれども、前の大蔵大臣がそんなことを言つておる実績

があるわけですから、その点は、ここで言うことについてほんとうのことを言うてもらわにやい

かぬということをひとつまずだめ押しをしておきたいと思うのです。

その前提に立つて、これは次官及び国際金融局長にお尋ねしますが、税制改正に関連をして、私

は、基本的には、国の政策なり個々の企業の失敗

というかあやまちによつて損失をこうむつた、それを税制の本則を修正して、いわゆる特別措置によつてめんどうを見るということではなくて、本

來的にはこの種の特別措置をやらなくていいよ

うな国際金融のあり方、そういう政策をとるため

に努力しなければいかぬと思うのです。ところ

が、円の切り上げは去年の末にやつた、まだこれ

三ヵ月たつたたぬうちに円の再切り上げの問題

が非常にやかましくいわれてきた。昨日の新聞で

したが、経團連の堀越副会長のときは、もう円

の再切り上げ必至だ。業界は覚悟しておる、公式

な経済団体の会合でこういうあいさつをされ

るわけですが、現在の手持ちドルは百六十四億ド

ル、二月の收支決算によると六億六千万ドルです

かふえた、このテンポでいけば年度末までには

二百億に達するだろう。これは私、本会議でも

ちょっと触れたのですが、国のことの計画から

いけば総合収支で三十一億ドルから三億ドルの外

貨がふえる計算になつておるわけですね、輸出入

をを中心にして計算すると、そういうふうに片一方では

第二の円の切り上げがなされるというような条件

を政府の経済政策なり国際貿易の条件の中に入れ

ておきながら、一方ではその政策のあと始末をこ

ういう特別措置によつてやるということは、政策

立案者として基本的に誤りではないかという考え方を私は持つておるわけです。その点についての

見解をひとつぜひ聞かしてもらいたい、これが第

四点。

第五点は、そのことに関連して、いまの見通

し、今日の条件の中では円の再切り上げというの

は、経団連の副会長が言つておるようには、非常にその傾向が強いのかどうか。これはECを中心とするヨーロッパの国際通貨との関係もありましてもうけれども、そういう状態なのかどうかということをひとつ聞かしてもらいたいと思う。

それと最後に、政府のほうは外貨の準備高を減らすためにいろんなことを検討されておるようにならぬあたりでは見かけるわけであります。たとえば外銀ユーチューンスの返済に充てるとか、あるいは鉱石取引の金融制度を創設するとか、あるいは第2外為の会計制度を創設するとか、替のリスク保険制度をつくるとか、その他七つも八つもいろいろなことが出されていますけれども、円の再切り上げは必ずだとう条件の中でこの外貨準備高を減らしていく、しかもその減らしていくやり方が——そもそもこの百六十億ドルからの外貨といふものは、いわば労働国民が一生懸命で働いて、低賃金で、公害防止もろくすっぽりやらずに安い製品をつくって外貨をかせいだ結果がこれなんですから、私の立場からいと、いま申し上げたものよりも直接国民の生活にはね返ってくるような外貨の減らし方というものはないのかどうか。そして円の再切り上げが非常に濃厚だといわれておる段階においてこういう租税特別措置なんといふものに血道を上げる前に、基本的な問題を解決するための政策というものは当然政府から、特に大蔵当局あるいは通産当局から打ち出されしかるべきではないか、これは基本的な政策問題として私はお尋ねせざるを得ないわけです。

ざいませんので、規定にござりますように、差損の額が臨時に巨額に非常に大きいということとで平常的な所得を上回って、それを長期外貨建て債権を基因として大きな損が出たということを言つておるわけでございまして、この場合にもその差損と、他の差益といいますか、為替に関係ない所得とは全部一種の通算をして処理されるようなことになります。それで、差益のほうにつきましては、これを切り離してつかまえて、そこについて特別の税率で税を課すということはなかなかむずかしい現状でござります。

それから下限、上限というお話をございましたが、これは為替の差損がありまして、その差損が小さい場合でありますても、それが他の所得と比較して非常に大きい。政令でどうきめるのかというお話をございましたが、結局長期外貨建て債権の換算損に基因するものと他の所得とを比較して、その損が巨額に大きいという場合を考えておるのでございまして、それで下限、上限というお話をございましたが、その絶対額の大きさということではなくて、他の所得と、それから為替換算差損というもののとの比率といいますか割合といいますか、そういうもので差損割合が大きいものを対象にしたい、すべきものというふうに考えております。

小さい企業についてはどうするのかというお話をございましたが、小さい企業につきましても、企業の大小には関係なく、所得に比べてその換算差損が大きければ適用になるというたてまえでございます。同時に、小企業等につきましては、すでに昨年度の臨時国会におきまして処理を、法案をお願いをいたしまして、租税特別措置法の特例法で一条を起こしていただきまして、欠損の二年間、通常の一年間の繰り戻しを三年間繰り戻しという特例規定を置いていただいておりますので、通常の場合はそれで処理可能であるというふうに考えておる次第でござります。

○福村(光)政府委員 藤田先生御指摘の第四、第五、第六の点でございますが、それぞれ相関連しておりますので、一括して御答弁申し上げます。

まず、現在のような国際収支の状況にかんがみまして、再調整と申しますか、レートのまたなにがあるんぢやないか、それを嚴に避けるべきぢやないかという点につきましては、いま御指摘のとおりであります。その線に沿いまして、いろいろと調整策を考究いたしておるところです。

まず第一に、現在の状況がどうであるかという点でございますが、この点につきましては、先般大臣も御答弁申し上げていることと存じますが、前回の十二月の調整後の状況、これを見ますと、実は国際収支のほうの経常収支と、それから資本勘定と二つ分けて考えてみる必要があるのでないかと存じますが、この前の十二月の調整の効果が経常収支面にあらわれてまいりますでは、場合によって一年あるいは二年くらいかかるというのが国際的な通念でございます。その意味で、調整後の経常収支につきましては、日本を含めまして黒字の国は相かわらず黒字が多く、赤字の、たとえばアメリカは相かわらず赤字が大きい。これはいわばどうしてもそうなるということとは一般的に異論のないところでございます。ただ、現在の問題は何かと申しますと、資本の移動のほうでございまして、それがたとえばアメリカと日本の金利差の関係、これはアメリカとヨーロッパも同じでございますが、この金利差が、アメリカの金利が非常に低いということによりまして、もう一つは御承知のとおりドルに対する信認と申しますか、これが失われております。それによりましてどうも、資本移動の関係で、調整の結果、相当の短資がアメリカに戻るであろうということ観測も一部にあつたのでございますが、それが起つておらず、逆にむしろ短資がヨーロッパなり日本へ流出をすると、アーレンシヤーが強い、こういう状況でございます。これで、実はわが国で申しますと、一月、二月、いずれもこの経常収支

で七億くらい、この七億の中には SDR の配分等もなかなか調整の効果が出ておりませんのみならず、短資の流入の圧力というのが強くございまして、たために、外貨準備といたしましては毎月、一月に七億くらい、この七億の中には SDR の配分等がございますが、そういうものを除きましてもやはりふえております。二月もやはり五億くらいふえたわけでございます。こういう状況と申しますのは、経常収支のほうが、これは政府の見通しにもございますとおり、やはり新年度におきましてはやむを得ないことであろうと存じますが、こも相当の黒字が続くということをございますので、やはり若干これからも外貨がふえるということはやむを得ないことであるうと存じますが、このことが直ちにレートの問題にまた関係があるかと申しますと、ただいま申し上げましたように、この調整の効果、これがほんとうに経常収支の面に効果をあらわしてまいりますまでは少なくも一年あるいは二年かかるということはどうこの国も考えておりません。われわれも全く考えておりません。現在におきまして、多額の資本流入のプレッシャーがあるということは事実でございまが、これはいろいろな手を打ちまして流入を抑制するというふうな施策をとつておりまして、これもまたヨーロッパ諸国と同じでございます。したがいまして、いま一番問題なのは経常収支のほうでございますが、これを一日も早くよりよい均衡のほうに回復をしていくということを実現いたしますためには、何といたしましても一番の問題は景気の問題でございます。景気がなかなか浮揚いたしませんと、どうしても輸入は伸びませんし、逆に輸出は強い。これは御高承のとおりで、特に申し上げる必要はございませんが、その意味で政府といたしましては、財政金融政策全般を通じまして一日も早く景気の浮揚をはかつていく。それからまたやや中期と申しますかあるいは長期の問題としては、先生も御指摘になつておりますように、従来の成長中心の政策から福祉中心のほうに移していく、この政府の全体としての政策に

沿いまして、全体としての国際対外均衡というのをこれから達成できますように努力をしてまいりたい、こういうふうに存じております。

○藤田(高)委員

私、これで終わりますが、いま問題にしておる分についても時間が足りません。ですからぜひひとつ全体の審議時間の中で、後日質問時間の考慮をお願いしたいのですが、ただ最後の締めくくりとして要望しておきますが、円の再切り上げの問題については、この間やつた効果が出てくるのが一年あるいは二年かかる、こういつていうわけですけれども、その効果が出てくる間、もう待てないような状態が現実に足元に起つてきているのじやないか、そういう状態であるにもかかわらず、政府のほうからは具体的にその円の再切り上げを回避するに足るいわば新・円対策といいますか、円切り上げ対策といいますか、新しい円の切り上げ回避の対策というものが出てこないわけですよ。ですから、これらがわかれもわかるわけです。しかし、政府としてわかれわれもわかるわけです。だから、これが何をなすべきか、これはこうしなければいけません、というものは出てこない。それは少なくとも私はこういう租税特別措置によって為替差損の問題を論議する以上に本質的な問題じやないかと言つておるわけです。ですから、その点については、いま二、三例を、こういうようなものを検討しておるが、私は別の角度で問題を提起しますが、それについてのお答えもないわけです。私はぜひこれが責任ある政府の立場から出されないと、この種の租税特別措置による政策自身が、ある意味においてからりする政策論になつてゐるのじやないかということを憂えるのですよ。ですから、これはぜひきょう、もしあるんだといふのであれば、私のこの質問が終わり次第言つてもらいたい。なければ、次回の委員会までに、まとまつものがあるとすれば、ぜひ私はそういうものをお示してもらいたいということを要求として一つ加えておきます。そうして公害関係の準備金の問題とか、交際費に関する問題

をこれから達成できますように努力をしてまいりたい、こういうふうに存じております。

等々の特別措置の問題については、時間がありますので、ずいぶん時間をいただいたわけですが、せんので、精製したもの、原油で四十五日分、ありますと六十日分あれば、まあヨーロッパが七

十三日平均備蓄があるというわけですから、まああという、かなり望ましい姿にいくのだ、こういうことです。今度の租税特別措置の中にも、原油設備に対する割り増し償却に関係して変更があるわけですが、今までの適用範囲を広げる、割り増し償却の率を百分の百から二分の一に落とす、こういう言うならば合理化措置がとられるわけがありますが、これは原油処理量の二十五日分

ありますと、そこで当然備蓄の問題が出てくるわけですが、日本は御承知のように石油産出国ではない、輸入に九九・五%までたよつているということがいわれるわけであります。それが、備蓄の現状は現在のところどのような状況でございますか。

○齋藤委員長

廣瀬秀吉君

○広瀬(秀)委員 航空機燃料税案について御質問いたしますが、通産省入っていますか。——燃料税法案そのものに入る前に、燃料税ともきわめて関係の深い石油関係燃料の需給の関係について

ちよつとお伺いしたいのですが、日本は御承知のように石油産出国ではない、輸入に九九・五%までありますと、そこで当然備蓄の問題が出てくるわけがありますが、備蓄の現状は現在のところどのような状況でございますか。

○飯塚政府委員 現在、日本の精製企業が持つて二十日分、製品、半製品合わせて二十五日、両方全部合わせますと四十五日分でございます。一方全部合わせますと四十五日分でございます。

○広瀬(秀)委員 望ましい備蓄のあり方というものはどのようなものですか。

○飯塚政府委員 備蓄の数量をどこまで持つてい

くべきかといふのは、なかなかむずかしい問題で

ございますが、参考までにヨーロッパ等の例を申

し上げますと、ヨーロッパにおきましては、平均

七十二、三日分の備蓄水準でございます。わが国

におきましては、ヨーロッパと若干いろいろな面

で違います。ござりますので、七十日分のヨーロッ

バの水準そのまま日本に適用すべきかどうかとい

うことは問題のあるところでございますが、いづれにいたしましても現在の四十五日の備蓄水準と

の措置におきまして、当面三ヵ年間に十五日分の

原油備蓄数量をふやすということでおいろいろな措

置をお願いしている次第でございます。

○広瀬(秀)委員 それがあとにいたしまします。

○飯塚政府委員 油の備蓄の量を四十九年度末までに六十日分にいたしましたと、それに必

要な備蓄タンクというの、それよりもはるかに

多い容量の備蓄タンクが必要ということになるわ

けでございます。つまりタンクに常時八〇%まで

中に油を入れておくということは、実際問題とし

てあり得ないわけでございますので、タンクの容

量といしましては備蓄目標数量よりもはるかに

よい容量の備蓄タンクを持たなければいかぬということになるわけでございます。

○飯塚政府委員 中に油を入れておくということは、実際問題とし

てあり得ないわけでございますので、タンクの容

量といしましては備蓄目標数量よりもはるかに

よい容量の備蓄タンクを持たなければいかぬということになるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 そこまで去年もたいへんOPECの攻勢があ

りまして問題になつたわけです。去年の春ごろ、

二月段階ですね。そしてその後もさらに円切り上

げ、ドル・ショックというような問題があつたわ

けです。そこでOPEC側はやはり値上げ要求を

メジャーに対しても出してきた。メジャーのほう

も、国際石油資本のほうも、それは消費国に全面

的に転嫁をさせる、こういう方向にあると聞いて

おります。今回の改正をお願いしたわけ

おるわけですが、昨年以降、OPECある

いはメジャーリーそれから消費国の価格動向といいますか価格交渉、そういうものの関係についてひとつ御説明をしておいていただきたいと思います。

○飯塚政府委員 一昨年の半ばごろからOPEC諸国は原油の値上げにつきましてメジャーリーに対し非常に強い要求をしてきたわけでございます。主たる理由というのは、従来原油の価格は低落傾向をずっとたどつてきておつたわけでございますが、片一方、OPEC諸国がもろいますドル等につきましては、世界的なインフレの傾向によりましてどんどんその価値が下落していくわけでございます。OPEC側としては自分のところの油は値上げが行なわれないで、かつ受け取るドルの価値は減少していく。自分の実質収入は非常に減つてきて、これでは何ともならぬということでおの値上げを要求したわけでございます。昨年の十一月まで数ヵ月間、メジャースとOPECの間で相当激しいやりとりがあつたわけでござりますが、結果といたしましてOPEC側の要求をメジャーリー側がのまさるを得ないようなことになつたわけでございます。私どもその背景を考えますと、やはり最近の原油の需給関係において、やはりOPEC側のほうが需給関係の上で強い立場にあるというのが基本的な理由かと思ひますが、メジャーリーはOPECに押しまくられた結果になつておるわけでございます。昨年の六月を第一回といたしまして、それから昨年の十一月までの間に四回にわたって原油の値上げがあつたわけでござります。これによりますと一年前のFOBの原油価格に対しまして三六%の上昇になつたわけでござります。その後いま先生御指摘のように円の切り上げによりまして、これは日本といたしまして実質的な原油の価格下落になるわけでございますが、この関係がありまして、それからさらに本年に入りまして一月二十日にOPECはドルの価値の下落に伴う通貨調整分といたしまして、原油の公示価格で八・四九%の値上げをメジャー側にのましたわけであります。この公示価

格の八・四九%というものは日本円、FOBで考えますと六%になるわけであります。

○広瀬(秀)委員 これはOPEC側あるいはメジャーリー側、さらに消費国側の交渉でされども、いま申し上げました一連のOPEC側の原油の実質的な原油価格の下落、これらを全部総合しておきますと、過去一年数ヵ月の間に二三%の原油価格の上昇が行なわれたということになるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 これはOPEC側あるいはメジャーリー側、さらに消費国側の交渉でされども、本来ならばその後の純経済的なペースでいけば、一六・八八%、これだけの円切り上げがあつて、それくらい下がつてもいいはずですが、一年半くらいの間に原油価格が二三%も上がっておる、こういう状態にあるわけがありますが、特に石油資源の九九・五%も海外に依存する日本が、いろいろな事態を予想して、やはりるべき備蓄体制を要望しておきたいと思うわけであります。

そこで備蓄の計画、これはどういうようになつておりますか。

○飯塚政府委員 先ほど申し上げました四十九年度末まで十五日分の備蓄の増強を達成するため

に、四十七年度に五日分、四十八年度も四十九年度も同じく五日分ずつをやしていくまして、四十九年度末に六十日分の備蓄量を持つていきたいと、いうふうに考えておるわけですが、この特別会計の資金を石油公団に重点的につぎ込むことによりまして資金の確保をはかっていくたいというふうに考えておる次第でございます。

○広瀬(秀)委員 確かにおつしやるとおりなんですが、特に供給源を多角化し、多様化するということが大事であると同事に、最近ではローサルの原油を産出するところを重点的に推し進めるというようなことになりますと、中東のものはわりあいハイサルフアだというようなこともあるわけであって、したがつてそういう原料供給地帯というものなどについても、重点的にこれから十分慎重な検討をしながら大量の投資をやはりしていく。しかも、日本は外貨がたまり過ぎだという現況にある。こういうような時期をおいてはほかにないと思うわけであつて、これらの問題を踏まえてこの問題については善処をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。もう通産省が直接投資をして開発をする、こういう面での計画は大ざっぱにどういうことになつておりますか。

○広瀬(秀)委員 わが国の原油の購入が八六%ばかりが中東地域からでございますが、これは原油の安定供給確保という面から申しますと、相当検討を要する問題かと思いまして、私どもは供給源

の多角化ということをできる限り推し進めたいと思っておるわけでございます。たとえば東南アジア地域、豪州、カナダあるいはソ連等を含めまして、多角的な原油供給源の確保ということを考えていきたい。

それから、從来までの原油開発のための資金の投入状況を見ますと、メジャーリーあるいはドイツ、フランス、イタリア等の諸国と比較いたしましても、絶対額において非常に少ないということが言えるかと思います。わが国の企業は、数は非常に多く海外に進出いたしておりますけれども、投資額が非常に少なく、あるところで失敗しますとあとは続かないという状態でございますので、有望な地域につきましては思い切つて多額の資金を投入するということも考えておるわけでございます。これのために從来も石油開発公団を通じまして、民間企業に資金の投資なり融資なりをしておつたわけでございますが、今回石炭及び石油特別会計をお願いしておるわけでございますが、この特別会計の資金を石油公団に重点的につぎ込むことによりまして資金の確保をはかっていくたいというふうに考えておる次第でございます。

○広瀬(秀)委員 確かにおつしやるとおりなんですが、特に供給源を多角化し、多様化するということが大事であると同事に、最近ではローサルの原油を産出するところを重点的に推し進めるというようなことになりますと、中東のものはわりあいハイサルフアだというようなこともあるわけであって、したがつてそういう原料供給地帯というものなどについても、重点的にこれから十分慎重な検討をしながら大量の投資をやはりしていく。しかも、日本は外貨がたまり過ぎだという現況にある。こういうような時期をおいてはほかにないと思うわけであつて、これらの問題を踏まえてこの問題については善処をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。もう通産省

うことになるわけですが、今日までちょうどガソリン税が発足をしてからまさに二十年、航空産業育成保護というような立場において免税の特別扱いをしてきたわけですが、今度本則税率キロリットル当たり一万三千円にしよう、まあ暫定税率を四十七、四十八年設ける。こういうことになつておるわけですが、この一万三千円というものは、この辺が適当ではないかということで、二十九年当時のガソリン税がたまたまそういうことであつたということなんですが、何かそこに税率一万三千円に設定した運輸省側としての航空行政上における妥当性というか、そういうものについてはどういう見方をして、それに原案が、大蔵省から出したものがあるは運輸省から出したものかわからなければ、運輸省側として航空行政をあずかつておる者としてどういう具体的な合理的な根拠があるのか、その点をひとつお聞きしたいと思うわけです。

○住田政府委員 第二次五ヵ年計画を作成する際に、運輸省といたしましては一部を受益者負担でまかねうといふことを考へたわけでございます。受益者負担の内容といたしまして当初考へておつしたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでございます。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたしておりましたのは、航空援助料の新設と着陸料を引き上げるという二つの方法を考へたわけでござります。航行援助料につきましてはすでに昨年の八月新設いたしましたが、現在徵収いたおりま



**○住田政府委員** 五千二百円では大体三・八%程度でよろしくと思ひます。

けれど  
まして  
うなこ  
ます。

(秀)委員　然辯税が通つたあと、おそらくも、今月一ぱいに燃料税が通つたといいたしも、運賃値上げは、それと一緒にというよりは事務的に見て非常にむずかしいと思ひ

この航空燃料税を企業の現在の経営の中での程度まで吸収できるかということを十分検討の上で、値上げの必要があるかどうか、値上げする場合にはその幅をどの程度にするか、検討いたしておるところでございます。

ソリン税が、国の道路財源として十三分の一であり、また地方道路税に譲与する分が十三分の二であつたということを右ならえしたようあります。ですが、この空港を持つ市町村に空港整備なりあるいは騒音防止なり施設なりというようなものにつな

○廣瀬(秀)委員 一万三千円に、本則になりますと、どのくらいになりますか。

**○住田政府委員** 航空機は、御承知のように約二三回まことに直に上げられて、よつてますぐ、この認可がされるのではないかという予想が一般的に行なわれておるわけですけれども、この燃料税をつくることによって値上げが必至だつたんだ、こういう関係に立ちますか。

○ 広畠(秀)委員 われわれ、まあ物価問題、今度の国会でも防衛問題と並んで重視しているわけで、されども、われわれが審議するこの新税がストレートに航空機運賃の値上げに結びつくのだというようなことでは、非常にわれわれとしても国民

いて、そういう使途をもつて譲与されるというふうであります。この譲与された金額が地方に初年度大体九億いくとすることになつておるようですが、これは、その数字は間違いございませんか。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、四十九年度あたりに八%ぐらいに下がるということは、この運賃収入の中に占める航空機燃料部分というものは、四十五年現在で平均八・八%，これが四十九年の段階では八%くらいに下がるだらうということになりますと、経営をそれほど圧迫する要因ではない、もちろんその間人費が上昇するとかいろいろその他事情もあるでしょうけれども、そういうものなんですね、そのように理解できるわけですね、いまの答弁で。——そうしますと、いま航空運賃の値上げという問題が申請されておるわけですね。これははどういうことで申請になつておりますか。各社から何%値上げしたいということになつておりますか。

十年間にほとんど伸びにさわれてしまわなくてこしらえられるのじやないかと思いますが、一つは航空需要の伸びが非常に大きかつたということがあげられます。その理由といたしましては二つの理由が考えられるのじやないかと思いますが、一つは航空需要の伸びが非常に大きかつたということがあげられます。昭和三十五年から四十五年の十年間の伸び率は二九・四%という非常に高い伸びを示しております。それからもう一つの理由といたしましては、航空機の技術革新が非常に顕著であつたということがあげられると思います。それによりまして座席当たりのコストが年々減少してきておる。そういう二つの理由によりまして二十年間、人件費、物件費の値上がりにもかかわらず運賃値上げをしなくて済んでいたということがいえるのではないかと思います。

で、ただ航空需要の伸びにつきましては、四十

的な立場から、まあ先ほども言ったように、また日本の段階では社用の旅行とか、もちろんこれは社用といつても不健全なものとは私ども言いませんけれども、社用が多い。あるいは高額所得層が多い。総数でも千四、五百万の利用しかない、延べで。そういうことを考えますと、いろいろ物価の問題がやかましいおりから、やはりそういう面は考慮するにしても、かなり、この税をつくることによって運賃値上げをせざるを得なくなつたんだ、こういうような関係に立つ法案だとするならば、これは私どもとしても非常に迷惑しこくな法律だといわなければならぬわけなんだけれども、その辺のところは十分慎重にやって、合理化努力の中で、安全というものはもう何よりもこの面では至上命令でありますから、その面をしつかりやは

○広瀬(秀)委員 そして、その九億というこの譲与税は、どういうように配分をされ、そして、まあありますよ大きな目的は、提案理由説明にもありますよ、やはり、空港の整備だ、さらに公害防止、騒音などを中心にしてやられるのでしょうか、そういうものだということになつてているのですが、この点は目標的はどういうような配分の方針と使い道を考えておられるのか、これを示していただきたいと申します。

○住田政府委員 現在航空会社から出でております  
運賃値上げの申請は名目で二三%，実質で一六・  
一%でございます。これは各社別に申し上げます  
と、日本航空の場合には名目で二〇・六%，全日  
空の場合には幹線で二〇・六%，これは日航と同  
じでござります。それからローカル線で二五・  
八%，東亜国内航空で二四・九%，これが値上げ  
の申請の率でござります。

○広瀬(秀)委員 これは、この燃料税法案が通つ  
たあたりの段階で認可をする考え方でおるわけです  
手続的には、まあ燃料税いつ通るかわかりません  
か。

六年度の推定でございますけれども、四十六年度  
といたしまして大体八%程度にとどまるのではないか  
と思うのです。四十五年前の過去三年間は大  
体平均で三四%くらいの大きな伸びを示しておりま  
したので、その意味では、人件費、物件費の値  
上がりを吸収するということがむずかしくなつて  
きているのじやないかと思います。それと同時に  
に、昨年、先ほど申し上げましたような航行援助  
料というものを徴収いたしております。今回航空  
燃料税の負担が伴いますと、そういう需要の伸び  
が少なくなつてきているということと、技術革新  
の問題も先々はまた見込まれると思いますが、當  
面そうち大きな技術革新も期待されないということ  
で、まあ私どもいたしましては、航行援助料と

りながら、しかも合理化努力といふようなものを徹底的に追求して、かりにまあ申請が二〇%あるいは二四%というようになっておっても、この点についてばかりシビアな態度で、物価上昇、公共料金の値上げというような形で非常に世論のわき立っている中で、これがまた安易に値上げされるというようなことのないようになります。をしてもらいたいということを特に申し上げておきたいと思つたわけであります。

次に質問を移しますが、今回初年度で五十七億の税収が得られるわけですが、そのうちの十三分の十一は国、そして十三分の二が地方に、空港を持つ市町村に譲与せられる。こういうことでありますが、この配分もまたやはり二十九年当時のガ

譲与税の配分にあたりましては、三分の一を空港事業の着陸料収入の額に案分をするということでござります。それから、三分の二の額は、航空機の噪音が特に著しい地区的世帯数に案分をするとしてございます。これは、過去におきまして、市町村が周辺整備事業を行なっております事業の内容を見てまいりますと、大体まあ騒音対策策事業におおむね三分の二ぐらいの経費が配分をされておる、その他空港の周辺整備事業に三分の一の財源が配分をされているというような実績を見まして、騒音関係に三分の二、その他一般のいわば事業費分として三分の一といったような形で配分をするという方針をとつたものでござります。

第一類第五号 大蔵委員会議録第六号 昭和四十七年三月十五日

この提案理由説明書には、「十三分の二に相当する額は、空港整備、航空機騒音対策等の経費に充てることで提案をされているので、私どもは空港整備といふものが、なるほどいま自治省から聞けば、空港の周辺の整備だ、周辺整備事業だ、こういうことなんですが、この提案説明書にもちゃんと正確に書いてもらわぬと、それじゃ空港整備といつて多くの部分が国の責任であり、どの部分が市町村の責任なのかという疑問を持つたわけなんですが、大蔵省のこの空港整備ということについて、これは周辺整備といふものの説明に変わりないわけですね。そのとおりなんですね。

○佐々木(喜)政府委員 いま私が空港の周辺整備事業と申しましたのは、まあ大部分の市町村の場合にはそういう事業費が多いということで申し上げたのでありますけれども、地方の空港には市町村の管理する空港がございます。その市町村が管理する空港の場合におきましては、その空港の整備、空港自体の整備事業の財源にも充てられるわけでございます。ただ現実にもう配分額が出てまいりますのは、多くの市町村におきましては周辺整備事業が多いという意味で、概略そういう説明を申し上げたわけでございます。

○広瀬(秀)委員 ところで自治省に伺いますが、たとえば北海道の千歳などにこれは配分がないとなるわけですか。

○佐々木(喜)政府委員 自衛隊等の管理いたします空港におきましても、民間航空機が発着をいたします空港につきましては配分をする予定でございます。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、この市町村に対する十三分の二が譲与される九億については、空港を持っている市町村には全部配付される、ただし自衛隊が所管である、自衛隊だけが使っているというものには配分をしないんだ、そういうようにはつきり線が引けるわけですね。

○佐々木(喜)政府委員 原則は、民間の航空機が

発着する飛行場、要するに公共用の飛行場がそういうことになるわけでございます。自衛隊だけ、あるいは米軍だけが使っております空港につきましては配分の対象にはならないわけでござります。

○佐々木(喜)政府委員 板付の空港は近く返還になりました。運輸省は日本の国内においては超音速の飛行機は飛ばさない、こういうことです。したがって、最近四次防空取扱問題で問題になりましたT2であるとかRFですか、ああいう飛行機などはみな超音速だ、こういうようなことで問題になります。

○佐々木(喜)政府委員 現在航空法の一部改正を準備いたしておりますと、近く国会のほうへ提出することになると思います。その中に管制区、管制圏の中では省令で定める以上の速力で飛んではならないという規定があるわけでございます。省令で何

ができますね。われわれはむしろたまに千歳の飛行場においても、自衛隊が使っているということを知らぬぐらいですね。しかし自衛隊が使っているがゆえに、われわれのところには譲与税の配付はなれませんが、自衛隊が使つておつても民間機の発着がありさえすれば配分の対象になるんだ、こういうように理解してよろしくございます。

○広瀬(秀)委員 いま市町村に伺いますが、たとえば東京・札幌といえば、もう千歳の飛行場へみんな日航機でも何でも着くわけですね。われわれはむしろたまに千歳の飛行場においても、自衛隊が使つておつても民間機の発着がありさえすれば配分の対象になるんだ、こういうように理解してよろしくございま

すか。

○佐々木(喜)政府委員 いま自衛隊の管理空港におきましては、周辺整備事業等につきましては自衛隊の予算におきまして相当な支出が行なわれております。事業費の配分におきましても、これは民間機の発着によるいろいろな障害分も含めて自衛隊のほうにおきましてその事業を行なつております。そういう意味におきましては、そうした自衛隊の負担する分といふものも考慮いたしました

○広瀬(秀)委員 まあこのことをやるのが主たる審議のあれではありませんから詳しく述べ申し上げませんが、管制区というのはどういう範囲なのでありますか。

○佐々木(喜)政府委員 かなりはつきりしてきたわけですが、福岡の板付飛行場などはどうなるわ

けですか。

○佐々木(喜)政府委員 板付の空港は近く返還します空域でございまして、その空域の中を管制するということになります。したがって、まあ場所によっては四万フィートとか四万五千フィート

と高い高さまで押えておりますが、場所によってはもう少し低く、二万八千とか三万という低いところまで押えているところもあると思います。要するに、民間航空機が通常飛んでおって、民間航空機だけではございませんけれども、一般に航空管制をする必要のある航空機、大部分が民間航空機

でござりますけれども、管制の指示を受けて飛ぶ機だけではございませんけれども、一般的に航空管制区といふものが設けられておるわけでござります。

○広瀬(秀)委員 大蔵委員会としてはこの問題を審議する適當な場所ではないかと思ひますので、この辺のところ終わっておきますが、いずれまではSSTというようなものがかなり大型のものであり、超音速機である。こういうようなものを含めて、これを国内で飛ばさない方針だ、こういうことが新聞に出でるわけですが、その辺のところは、運輸省のはつきりした態度というものはどういうものでしようか。

○住田政府委員 現前回は、來たる十七日金曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○齋藤委員長 次回は、午後五時三十二分散会